

自己点検・評価に対する評価結果報告書

2018年4月

中央大学 外部評価委員会

目 次

I	評価の全体像	1
II	項目毎の評価結果	
1.	教員・教員組織	3
2.	学士課程の教育内容・方法・成果	4
3.	修士・博士・専門職学位課程の教育内容・方法・成果	11
4.	学生の受け入れ	20
5.	学生支援	32
6.	教育研究等環境	34
7.	研究活動	35
8.	社会貢献・社会連携	36
9.	管理運営・財務	37
10.	内部質保証	40
11.	国際センター	41
III	大学評価委員会との意見交換に基づく評価結果	
	テーマ1「学生の受け入れ」	43
	テーマ2「大学の運営」	46
IV	2017年度の外部評価に寄せて	50
V	おわりに	51

I 評価の全体像

圓月 勝博（外部評価委員会 委員長）

第三期を迎えた中央大学外部評価委員会は、「自己点検・評価結果の客観性及び妥当性の担保を目的とした評価を基盤としつつ、本学が展開する諸活動全般の改善・改革に資する実質的かつ未来志向型の評価を実施する」ことを今期の基本方針として定めた。この基本方針を定めるにあたっては、2013年に設置された本委員会の実績を踏まえて、その役割をさらに明確にすることに留意した。

本委員会が実施する外部評価には、大別して二つの目的がある。一つは、自己点検・評価を補完することである。すなわち、自己点検・評価の基盤にあるべき内部質保証システムが適切に機能しているかどうか、という点を外部の視点から検証することである。現在の大学評価において最も重視されているものは各大学の自己改善能力であるが、自己改善能力が有効に機能しているかどうかを客観的に自己点検・評価することは難しい。そこで、外部評価の助けが必要になる。基本方針の前半部は、この目的を果たすことが本委員会の役割であることを確認したものである。

もう一つの目的は、機関別認証評価を補完することである。機関別認証評価は、学校教育法によって全ての大学が受審することを定める第三者評価であり、直近7年間の実績を証明するエビデンスに基づいて、関連法令等を遵守していることを確認しつつ、高等教育機関にふさわしい基準を満たしているかどうかを評価することを目的とする。中央大学は2016年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、適合と認定された。このこと自体は慶賀すべきことではあるが、日本の私立大学を代表する中央大学が認証評価において適合と認定されただけで、満足してよいはずがない。過去の実績だけではなく未来に目を向け、既成の基準を超えた新たな成果を示し、他大学に範を示すという使命が、中央大学にはあるからである。基本方針の後半部は、本委員会の第二期後半の議論を踏まえて、この目的を果たすことこそ本委員会のさらに重要な役割であることを明文化したものである。当然のことながら、機関別認証評価よりも厳しい評言も見られるが、それは中央大学に対する外部評価委員会の期待の高さを示していると理解していただきたい。2013年以来、中央大学が育んできた評価文化の水準の高さと成熟を体現する部分である。

本報告書は、まず、「中央大学自己点検・評価報告書 2017」の「客観性及び妥当性」を検証している。3つの方針に係る組織的検証が予定通り完了し、PDCAサイクルに基づく内部質保証システムが順調に機能し始めていることが確認できた。ただし、前年度に機関別認証評価を終えたところで評価疲れがあったというわけではないだろうが、当該年度の長所や課題に関しては、「特になし」の記述が前年度と比較して相当の数にのぼっていたことについては留意すべき事項として指摘したい。せっかく軌道に乗った内部質保証システムであり、恒常的かつ積極的に活用する方針を全学的に再確認していただきたい。

本委員会が最も注目する教育内容・方法・成果の自己点検・評価結果を精査すると、学士課程の教育内容の豊かさは日本を代表する大規模総合私立大学にふさわしいものであり、高水準で安定していることをあらためて確認することができた。他方、非常に充実した学士課程に比べると、大学院研究科には多岐にわたる課題が散在しており、現時点においては決定的な改善方針が組織的に提示されるに至っていない。現在の日本の大学のほぼすべてが抱える困難な課題ではあるが、とりわけ博士後期課程と専門職学位課程については各年度の定員確保が当面の目的となってしまうっており、長期的な検討作業に着手することさえできていないことは物足りないと言わざるを得ない。日本有数の専門職学位課程を有する大学であるので、他大学に先んじて有効な改革案を構築する気概を示すことが期待される。

学生の受け入れについても同様の傾向が指摘できるが、この点については学士課程には問題なし、と簡単に結論するわけにはいかない。入学定員管理の厳格化とともに、高大接続改善及び大学入試改革の大きな変革が迫ってきており、豊かな実績を持つ名門大学とは言え、将来的な計画なしに安泰とは言えないからである。中央大学ほどの大学なら、単なる定員充足を目的とするのではなく、留学生受け入れの増大も視野に入れつつ、入学生の質保証方を立案すべきである。さらに言うならば、授業料収入に過度に依存する収支構造の転換という財務上の施策も推進していく必要がある。

上記のような教学面と経営面が一体となった多面的改革を推進するためには、強力な大学ガバナンスが必要である。本委員会の委員全員がもっとも大きな憂慮の念を抱いている点は、学長という大学ガバナンスの軸足が定まらない中央大学の混乱である。外部評価がこの問題に触れなければ、本委員会の存在理由を問われることになるので、最後に「大学の運営」をあえて話題の一つに取り上げ、大学執行部と忌憚ない意見交換を行った。不躰な表現等もあるかもしれないが、中央大学の自己改善能力が発揮され、さらなる発展を遂げることを期待する一念なので、失礼の段はご寛恕いただき、外部者の率直な声として虚心坦懐に耳を傾けていただければ幸いである。

本報告書における評定について

- S …… 理念・目的、教育目標等に基づいた活動が着実かつ適切に行われており、その達成度が極めて高い水準にある。
- A …… 理念・目的、教育目標等に基づいた活動が行われており、その達成度も概ね十分な状況にある。
- B …… 理念・目的、教育目標等に基づいた活動に不十分な点があり、十分な達成度を得るには至っていない。
- C …… 理念・目的、教育目標等に基づいた活動としては重大な問題点があり、速やかな改善が求められる。
- F …… (評価不能) 報告書の内容について、資料が不足しているほか、客観的な点検・評価結果となっていないなど、具体的な判断ができない。

II 項目毎の評価結果

1. 教員・教員組織

(評定 : A)

<概 評>

「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」において、教員に求められる能力・資質等を明示し、さらに、教員組織については、「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編成を基本とする」と定めて、本学公式 Web サイトにおいて公表している。これを踏まえて、各学部・学科においては、大学として求める教員像と教員に求められる能力・資質等は教員の任用・昇格に関する内規に明記され、また、教員組織の編成方針は教員人事方針として定められている。教員の任用の際には、内規にしたがって、教育研究能力について教育研究業績と教育研究活動の実績の審査が行われている。独立大学院の研究科及び学部と一体になった研究科で任用の権限を有する研究科においても、同様に行われている。一方、学部と一体になった研究科で任用の権限を有しない研究科においては、学部での任用の際に研究科の授業科目担当の資格審査が行われている。したがって、教員組織の編成と実態は整合的であり、また、教員組織の質的水準の維持・管理も適切に行われており、評価できる。

教育研究活動等に関する教員の資質の向上を図るための取組みについては、2012 年度から始まった FD 推進委員会の活動がある。FD 推進委員会によって、FD 研修会（新任教員研修、教授法研修会）、FD・SD 講演会、授業評価アンケートの実施、授業参観制度等が全学的に行われている。各学部または研究科においては、新任教員を対象とする研修会、ハラスメント防止啓発、学生相談員との懇談会等が定期的に行われている。FD 活動等への組織的な積極的取組みは評価できる。

なお、教員の教育研究活動に係る評価については、任用・昇格の時を除いては、間接的・部分的には行われているものの、どの学部・研究科においても、組織的に教員の教育研究活動についての直接的な評価は行われていない。教育研究活動の質的向上を図るためには、この点についての改善が必要である。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 教員の教育研究活動とその有効性については、これを組織的・直接的に評価する仕組みが整備されていない。かかる評価の仕組みは学部・研究科及び教員の教育研究活動の質的向上に資するところが大きであると考えられるため、速やかに検討されたい。

2. 学士課程の教育内容・方法・成果

(1) 全学

(評定： A)

<概 評>

3つのポリシーに係る組織的検証が2016年度に予定通り完了し、教育の内部質保証の基盤が過不足なく整備されている。

教育内容に関しては、学部・学科の枠を超えた新しい知的領域を体系的に学修することを可能にしたFLP (Faculty-Linkage Program) は現代社会によって求められている新たな教養教育プログラム開発であり、優れた取組みとして高く評価できる。

FLP と並ぶキャリア教育科目も、大学教育の新たな使命となりつつあるキャリア形成支援のニーズに教育的に応える取組みとして、同様に高く評価できる。ただし、総合政策学部が提供する科目がないことに加えて、学部・学科の枠を超えた教育目標を明確に掲げる科目が現段階では「キャリア・デザイン・ワークショップ」1科目にとどまっているなど、充実したFLPに比べると、プログラムとしての完成度という点では、まだ改善の余地がある。

また、グローバル化の進展という全学的方針を実現するための外国語教育科目も、教育内容が多様性を備えている点は優れているが、卒業必要単位数は、学部によって8～24単位とかなりの格差がある。特に、グローバル化の進展がめざましいビジネスやサイエンス関連の学部における外国語教育の位置づけについては、自己点検・評価を進める必要がある。

PDCAサイクルを意識した内部質保証システムも順調に稼働し始めているが、学習成果の測定に係る指針が定まっていない点は、今後の最大の課題である。成果測定がなければ、自己点検・評価に基づく内部質保証が実質化しないことを確認するべきである。

<長所として特筆すべき点>

- 1) FLP の整備と充実は、大学の教養教育プログラム開発として、また、大規模総合大学のスケールメリットを活かした実践的モデルとして、他大学のモデルにもなり得る優れた取組みである。
- 2) 商学部が実施している「高大接続教育」は、高大接続の改善が大学教育改革の成否を決定する鍵となった今、他学部への波及効果増大も期待しつつ、全学的に支援するべき特筆に値する取組みである。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、初年次教育の学習内容として位置づけるなどの工夫によって、学生の理解度を高めるように努める必要がある。
- 2) 外国語科目の卒業必要単位数が8～24単位と学部間格差が大きいため、グローバル化の進展という全学方針との整合性という観点から、自己点検・評価を進めるべきである。
- 3) 学部独自のFD委員会を設置していない学部が半数である。SDの義務化を契機として、FD活動推進に係る全学的方針を明確にすることが望まれる。
- 4) 学習成果の測定と評価は、内部質保証システムの実質化に不可欠な要素であるため、早急に全学的検討を進めるべきである。

(2) 法学部

(評定： A)

<概 評>

3つのポリシーの社会への周知が教育の質保証とも連動することを十分に理解し、それを反映するよう、学部教育の運営がなされている。法律学科、政治学科におけるコース制の採用は、卒業後の目指す進路に応じた能力を涵養するという目標がはっきりしているため、学生の学習動機付けとして効果的である。国際企業関係法学科の学修体系化も同様の趣旨と見ることができ、学生の意欲を喚起し、きちんと勉学できる仕組みが整っていると評価できる。

また、1年次の「導入演習」におけるきめ細かな導入教育の実施や、4年次に学生ヒアリングを実施して学生の生の意見を聞くなどの優れた取組みもみられ、全体として教育課程、内容、方法に関しては望ましい状況にある。

しかし、教育の国際化に関しては様々な取組みが行われているものの、成果の検証が十分に行われておらず、今後の取組みに期待したい。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 卒業直前の学生 20 人に対し、丁寧なヒアリングを実施していることは、学生が在学中の体験を振り返る機会が得られるとともに、大学にとっては学生が大学教育のどのようなことを評価するのかについて情報を得ることができ、優れた取組みである。
- 2) 1年次対象の「導入演習」は、「調べる」と「問題発見」という基本的スキル習得に有効であり、高校生から大学生への架橋の役割として機能している。また、1学年 1,500 人近い大規模な学部において一講座 20 人規模のクラス編成を行うことで学生の帰属意識を高めており、学生の孤立を防ぐのにも有益と考えられる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 卒業直前の学生に対するヒアリングで得られる情報について、さらなる活用が望まれる。例えばカリキュラムの見直しにおいては、教員からの「こういうことを学んで欲しい」という思いが学生にどのように伝わっているのかについての検証が不可欠である。カリキュラム設計の意図が学生に理解され、意図する教育が実現できているかなど、ヒアリング結果をフィードバックとしてさらに活用すべきである。
- 2) 「導入演習・法学基礎演習運営委員会」や「同担当者懇談会」「実務家教員との協議」など、会議が教員の過剰負担をもたらしていないか、効率的な知見の共有方法についての工夫が望まれる。
- 3) 「英語による日本法プログラム」については、これを複数の教員による共同授業として実施することで「見方は一つではない」ことを示すことができるため、より多くの教員が携わることが望ましい。また、科目の国際化についてのカリキュラム検証においては留学生の意見も反映することが望まれる。

(3) 経済学部

(評定： A)

<概 評>

学士課程の教育目標が明示され、それに則り、ディプロマ・ポリシーが明確化されている。カリキュラム・ポリシーは教育目標と学位授与方針を踏まえつつ、その実現に向けて策定されており、これらは相互に整合的に関連している。学内外に対しては、本学公式 Web サイト、

履修要項等を通じ公表・周知されている。しかし、2015年度と2017年度の在学生アンケートの結果によれば、学生に周知・浸透しつつあるものの、まだ十分ではない。

教育課程・教育内容については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、1年次では導入科目（2科目）と基礎科目（2科目）が必修で、2年次以後においては、クラスター科目の履修により、経済学の基礎から応用に至る内容を順次体系的に学修できるようになっている。

教育方法については、経済学部カリキュラム改善委員会において、担当教員向けの「入門演習・総合教育科目演習Ⅰガイドライン」を策定するなど、初年次教育の充実化が図られている。効果については、2017年度授業改善アンケートの結果に基づいて検証されることになっているが、恒常的な検証・改善が重要である。

教育課程・教育方法の国際化については、グローバルに活躍する人材の養成を目的として、英語で授業を行う科目が専門教育科目と総合教育科目において開講されている。また、海外インターンシップも実施されている。この取組みは、2017年度から実施される「英語外部検定試験利用入試」による入学者の学修インセンティブになると期待される。

学生の学習成果と教育効果については、GPA、「演習論文」、在学生アンケート等が評価指標として活用されている。「インターンシップ」については、「実習終了後の報告会」が評価指標とされている。なお、GPAについては、授業改善や学生の学修インセンティブとして活用するなど、さらなる活用を検討されたい。

学位授与については、ディプロマ・ポリシーに則り、所定の単位を修得した者について卒業要件の充足状況を教授会において厳正に確認することで卒業判定がなされており、適正に行われている。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 外国語教育を重視し、多数の科目講座が開講されているが、学生の学習効果について学部・学科として把握されているか。この点についての検証が必要である。
- 2) 学生及び教員に対する GPA の活用効果の周知、学生が順次性をもって体系的に学修しやすくするためにナンバリングの導入に向けた検討が必要である。

(4) 商学部

(評定： A)

<概 評>

大規模な学生定員と教員数を活かし、統合的な教育を実現している。

1年次から特定テーマに関するゼミを設置し、入学して早い時点から学生の関心や目的に応じて学修できる制度が整えられている。キャリア育成に対しても、1年次から段階的に学ぶことができ、将来の進路選択に向けて学部全体でバックアップしていることがよく分かる。教育の質保証に向けては、授業評価の実施や教員相互の授業参観等の活動が展開されており、一定の成果をあげている。

一方、国際化という点では、英語等の外国語による専門科目が用意されていないなど、今日のグローバル社会を考えると他大学にやや遅れをとっているため、今後の取組みに期待したい。

なお、教育課程及び教員組織に関し、一部の分野では経済学部との重複がみられる。より効率的な運営に向け、将来的には両者の乗り入れや部分的な融合の可能性も考えられよう。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 授業評価の実施や教員相互の授業参観、成績評価の組織的な分析等の取組みが展開されており、教育の質に反映されている点は長所といえる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 教育課程のグローバル化については、グローバルインターンシップ等も実施されているものの、外国語による授業の実施等が遅れており、対応が望まれる。
- 2) 経済部門に所属している教員や科目は、経済学部のそれとかなり重複しているので、将来的には両者乗り入れや部分的な融合を進めるなどして、より効率の高い運営が可能と考えられる。

(5) 理工学部

(評定 : A)

<概 評>

理工学部は、Web サイトの「理工学部長・理工学研究科委員長挨拶」にあるように、時代の変化・要請と共に、常に学科の新設や改組を行ってきた。理工学部・理工学研究科の卒業生・修了生は6万人を超えており、技術士一次試験の合格者数全国第1位など実績が高い。2019年には創立70周年を迎えることから、日本及び世界においてより存在感のある組織になるべく進むことが表明されている。自己点検・評価報告書では、各学科での活動、諸活動を行うための責任体制や手続きが記述されており、それらは客観的かつ民主的である。しかし、教職協働、あるいは学生と教員との協働作業の形は見えにくい。また、学部としての理念・目的は述べられているが、その具体化は学科の活動に任されているように見える。

詳細な課題設定と取組み内容を検討すると、必ずしも十分でない項目が存在する。例えばグローバル化では、学科ごとに取組み姿勢が大きく異なるように見え、それは各学科の固有の状況の反映と推察される。グローバル化は学科レベルで達成するには予算的にも制度的にも困難であることは多くの大学で実証されている。それ故、大学全体として、かつ、理工学部・理工学研究科全体として、グローバル化を如何なる問題として位置づけ、長期的に取り組むのかを検討し、教職員がその情報を共有し、協働すべきである。

同様に、理工学部・理工学研究科がどのような学生を社会に送り出すかについての意識統一が重要である。今後の20年を見るに、AIで代表されるICTの進展、EV・自動運転による自動車産業の構造変化等が予想されている。理工学部・理工学研究科は時代の要請に対応する必要があるが、直接的な対応は必ずしも効果が得られず、基礎的体系の習得が重要であると言われている。しかし、それだけでは不十分であり、どのような教育・学修方法を導入すべきかを十分に検討すべきである。具体的には、PBLを代表とするアクティブ・ラーニングを導入すべきであろう。自己点検・評価報告書には「Ⅲ.1.(3)学生の主体的な参加を促す授業方法の実施状況」として、卒業研究をあげ、また、インターンシップを示している。PBLも少数の学科で導入し、キャリア教育も始めている。しかし、まだ本格的な取組みとは言えない。理工学部・理工学研究科として教育・研究の内容・方法として、どのような方法を採用していくかの方針を定めることと、その対外的情報発信が必要なのではないか。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 「卒業時に備えるべき資質・能力」については、8つを挙げ、それらは現代社会において建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に適応している。
- 2) カリキュラムの構成として、基礎学力に裏打ちされた専門知識と技術とを発展させ、卒業研究を通じて、知の創造に結びつけている。
- 3) 「自由科目」を導入し、卒業単位以外に職業的専門性への対応や、情報工学科の「オープンプロジェクト演習」のような科目で8つの資質・能力の強化に努めている。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 学科に横串を指す教育体制をより増やすべきである。各学科がそれぞれの独自性を発揮することは好ましいことであるが、学部全体としては、学科間の壁が高いように感じられる。学部教育においてはそれぞれ学科固有のDisciplineに基づき体系的な教育が採用されてきた。しかし、理工学が扱う諸問題は、単独の学科の守備範囲に入るものはほとんどなく、極めて複合的・総合的である。理工学研究科での副専攻の導入に相当する横串をさす教育体制を検討すべきではないか。学科間共通科目、学部間共通科目、自由科目が準備されているが、限定的に見える。
- 2) 理工学部・理工学研究科における留学生数、海外派遣学生数、交流数等を見ると、キャンパスがグローバル化したとは見えない。また、理工学系研究組織では研究活動分野でのグローバル化が早くから進んでいるようであるが、中央大学の学部の中で理工学部がグローバル化の牽引役になっているとは見えない。理工学部・理工学研究科としてのグローバル化について取組み方法を学部・研究科全体で明確にし、予算・人材を投じて取り組む必要がある。
- 3) ここ10年、新しい教育方法・学修方法の導入が話題になっている。理工学部においても、少数の学科で、PBLの導入、manabaの活用、インターンシップの積極的推進が報告されているが、量的に少ないと指摘せざるを得ない。一方、多くの学科で「体系的」学修が強く求められており、「何が教えられているか」を評価しているが、「学生が何を学修したか」「学生は知を適用できるか」についての点検・評価は比較的少ない。

(6) 文学部

(評定： A)

<概評>

文学部は1学科13専攻からなる。各専攻の卒業生が活躍することが期待される進路を想定した上で、文学部において養成する人材像を専攻ごとに定め、卒業するにあたって備えるべき資質・能力を明確にしたディプロマ・ポリシーを設定している。また、ディプロマ・ポリシーと関連づけてカリキュラム・ポリシーを定めている。これらのポリシーは、履修要項や新入生ガイダンス、初年次教育科目を通じて、学生への周知を図っている。

教育課程・教育内容については、教育課程の編成・実施方針に基づき、専攻ごとに体系的なカリキュラムを編成し、専攻分野に相応しい教育内容を提供している。他専攻の学生も履修可能な「ゴシック科目」と「総合教育科目」を組み合わせて特定のテーマを設定する「モデル履修」制度や、「副専攻」制度を設け、専攻横断的な学びも提供しており、学生自身が主体的にカリキュラムを組むことを可能にしている点は多くの専攻を関連づけた特徴といえる。

教育方法については、各専攻や科目ごとの特性に合わせた方法を導入している。アクティ

ブ・ラーニングの組織的な導入を検討されているようであるが、学部として十分な議論が必要であると考えられる。学習指導として、各種のガイダンスを実施している。シラバスは、第三者チェックも実施しており、授業改善アンケートによれば、実際の授業は、概ねシラバスに沿って展開されていると考えられる。成績評価は、評価方法と評価規準を明示して適切に実施されており、これに基づく単位認定が行われている。教育成果は授業改善アンケートに基づいて検証している。

教育課程・教育方法の国際化については、外国語コミュニケーション能力を身につけた人材育成もめざす「アカデミック外国語」「スキルアップ外国語」の2つの科目群を導入するとともに、グローバル人材の育成を目的として、2回の短期留学を含む「SENDプログラム（日本語教育）」や海外での調査実習活動を主体とする「グローバル・スタディーズ」を開講し、積極的に展開しつつある。

成果については、4年間の学習成果の総決算である「卒業論文」「卒業研究」を教育効果の主な指標として位置づけているが、学習成果を測定するための評価指標は設けられていない。卒業時の学生の質を確保する仕組みとして「スクリーン制度」を導入し、2年次から3年次への進級に要件を設け、面談によって状況を細かく把握し、慎重に運用している点は特徴的である。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 文化、人間の様々な営みに関わる多様な学問を学ぶという文学部の特徴を生かし、「モデル履修」制度や「副専攻」制度を設け、専攻横断的な学びを提供していることは、学部の理念・目的を実現する優れた取組みである。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 学習成果の指標として「卒業論文」「卒業研究」が位置づけられているが、これ以外に学習成果を測定するための評価指標の必要性や開発について学部としての議論が期待される。

(7) 総合政策学部

(評定： A)

<概 評>

総合政策学部は中央大学のなかでも、時代や社会の変化に最も鋭敏な対応が求められる学部である。中長期事業計画「Chuo Vision2025」を最もよく体現する学部として、教育内容や方法を絶えず見直し、更新していくことが期待されている。学部として掲げる教育目標や学位授与方針は、このようなミッションを具体的に表現するものとなっており、学生の認識率も7割と高い。また、GATEプログラム、情報フルエンシー等を掲げる2017年度からの新カリキュラムは、それを実行するものである。しかし、学部として今後どのように改革してゆくかについての大きな方向性がまだ見えていない。できるだけ早く具体的な形をつくり、学内外に示していただきたい。

1993年の学部創設から25年目となる本年は、さまざまな大学の総合政策学部の先行グループとして、学内だけでなく学外へのより積極的な発信が望まれる。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 2017年度からの新カリキュラムのなかでも、GATEプログラム、情報フルエンシーなどの

新設は意欲的である。また、初年次教育も大学の学修に必要なリテラシーを涵養するため、ゼミ形式で実施することで基礎的な手法を着実に身につけさせようとしている。学外機関による語彙・読解力検定での優秀団体賞は、それが形になったものと見られる。

- 2) 在学生アンケート結果において、議論やプレゼンテーション、意見交換が「有益だった」と回答した比率が高い点については高く評価できる。
- 3) グローバル・スタディーズの派遣学生の2016年度の大幅増は特筆すべき成果である。国際インターンシップの参加者が近年少なかった課題に対しても、経験学習の再体系化で捲土重来を図っており、2019年度以降の派遣者増を期待したい。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) カリキュラムの改訂など、具体的な改革のメニューは改革の大きな方向性が定まってこそ生きるが、現状ではその改革の軸が見えない。早急に方向性を定め、学外に対しても示していただきたい。
- 2) 教員間の授業参観への参加者が少ないことの原因として、同一時間帯の参観の困難さがあげられているが、対応策として映像録画による参観を行い、感想を交換することも可能である。活性化に向けた工夫を検討されたい。
- 3) 学生の学習成果を総合的に把握する指標づくりは、学部再編案を受けてできるだけ早く検討に着手する必要がある。アウトプットだけでなく、学生の学修時間や学習意欲等をとらえる必要もあろう。

3. 修士・博士・専門職学位課程の教育内容・方法・成果

(1) 全学

(評定： B)

<概 評>

2016 年度機関別認証評価において努力課題とされた研究科の 3 つのポリシーについて、すみやかに全学的改訂作業を行っており、PDCA サイクルを意識した内部質保証システムが機能し始めていることが確認できる。

教育内容の点では、修士課程・博士前期課程における「オープン・ドメイン科目」は、研究科の枠を超えて学生の多様化する関心に応える取組みとして注目に値する。とりわけ「留学生のためのアカデミック・ライティング」は、グローバル化推進という全学的な方針との整合性も高く、高く評価できる。

様々な工夫がなされている博士前期課程に比べると、博士後期課程については定員が安定的に確保されていないと現状もあって、改善活動の十分な成果と言えるものが確認できない。まず、各研究科において、単位制を導入することによって、単位修得が必要な科目数を増加させるとともに、シラバスの組織的な点検を実行するべきである。この基盤的整備が実現しなければ、研究科や専攻の枠を越えた履修を奨励しても、実質的な成果が出てこないことは言うに及ばず、コースワークとリサーチワークのバランスの取れた教育課程が実現されることもないであろう。

大学院における FD 活動についても、試行錯誤が続いている段階である。大学院授業参観制度は、意欲的な試みではあるが、3 年間で実績が皆無という現実を踏まえると、PDCA サイクルに従えば、制度の廃止を検討し、まずはシラバスの組織的な点検等の達成可能な目標を再設定するのが妥当である。また、専門職学位課程に関しては、社会の動向を注視しつつ、研究者育成と実務家育成のバランスを恒常的に点検する必要がある。

結論として、修士課程・博士前期課程のみに関してならば、比較的高い評価を与えることもできるが、博士後期課程・専門職学位課程も含めた研究科全般を見ると、まだ課題が多いと判断せざるを得ない。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 修士課程・博士前期課程における「オープン・ドメイン科目」は、今後の大学院教育改革の一つの方向性を示す優れた取組みであり、とりわけ「留学生のためのアカデミック・ライティング」は、グローバル化推進という全学的な方針との整合性も高く、評価できる。
- 2) 理工学研究科で実施している修了者アンケートは、大学院学生のキャリア支援という点からも重要な調査であり、他研究科への波及効果が期待される。
- 3) 総合政策研究科及び文学研究科で実施している複数教員による共同研究指導は、学生の多様な関心に応える点でも、大学院教育の透明性を向上させる点でも、優れた試みである。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 博士後期課程に単位制を全学的に導入して、コースワークとリサーチワークのバランスの取れたカリキュラムを実現するべきである。
- 2) シラバスの組織的な点検を徹底し、3 つのポリシーの実質化に取り組む必要がある。
- 3) 研究科における学習成果を測定・評価するための指標について、大学院 FD 推進委員会等で本格的な検討作業を始めることが強く望まれる。

(2) 法学研究科

(評定： B)

<概 評>

研究指導のできる教員が他大学と比較して多く、幅広い研究分野について研究指導を行えることは長所といえる。しかし、研究指導教員数が多いことで研究分野毎に孤立する懸念がある。研究者を志望する者にとって長期的に見て研究が「タコツボ化」しないため、あるいは、専門的職業人として大成するためには、「幅広い視野」に立つための素養を学ぶ段階として教員組織が充実しているだけでなく、学生が切磋琢磨することのできる大学院が最も適している。そのためには、研究手法の潮流を俯瞰し、異なる分野の最新の知見を得る機会も積極的に提供するコースワークの充実が求められよう。例えば、20 世紀後半以降の日本以外の法学は経済学だけでなく心理学、社会学、人類学といった分野からの影響がかなりあり、他研究科との連携も検討の余地があると考えられる。

2017 年度に提供されている科目を見ると、博士前期課程の共通科目においては 32 科目中 9 科目が休講、刑事法専攻科目では 16 科目中 4 科目が休講、国際企業関係法専攻科目では 45 科目中 15 科目が休講、政治学専攻科目では 43 科目中 9 科目が休講となっている。この点については改善に向けた取組みが必要である。

なお、複数の大学とのダブル・ディグリーの検討がなされているようだが、自己点検・評価報告書においては進捗状況が不明な点がある。コースワーク・カリキュラムを充実させることが他大学の法学研究科との協定手続の進展に結びつくと考えられるため、その点からも常時魅力的な科目を提供できるような努力が望まれる。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 様々な法分野、政治学に関し、多数の研究指導教員を擁していることは長所ともいえるが、長期的な観点に立つと、将来的な深刻な研究者不足の懸念もある。優秀な研究者養成、専門的職業人養成のいずれにおいても「幅広い」視野に立つための素養は重要であり、それに向けたコースワークの充実が望まれる。
- 2) 「研究アドバイザー制度」は研究指導において非常に有益な制度であるため、制度を活性化させるためにも、積極的に学生に対する周知を行う方途を工夫すべきである。
- 3) カリキュラム表に記載されているにも関わらず、実際に開講されていない科目が多い点について、改善が望まれる。

(3) 経済学研究科

(評定： A)

<概 評>

研究科の教育目標は明示され、それに則り、ディプロマ・ポリシーが明確化されている。これらを踏まえ、その実現に向けてカリキュラム・ポリシーが策定されており、各々のポリシーは整合的に連関している。学内外に対しては、本学公式 Web サイト、大学院ガイドブック、履修要項等への掲載を通じて公表・周知されている。

教育課程・教育内容については、カリキュラム・ポリシーの中で明示されており、本学公式 Web サイトにおいて掲載されている。教育体制は、博士前期課程と博士後期課程を接続し、

博士後期課程の標準修業年限の3年を目標として、博士学位が取得できるように整えられている。博士前期課程では高度専門職業人をを目指す人や経済学初修者が順次的・体系的に履修できるようなカリキュラム編成となっている。

教育課程の適切性については、毎年自己点検・評価の機会に検証されているが、恒常的かつ組織的に行っていく必要がある。博士前期課程にはコースワークとリサーチワークが置かれているが、後期課程にはコースワークは置かれていない。この点については、2016年度機関別認証評価結果においても指摘されており、改善が必要である。

教育方法については、博士前期課程におけるコースワークは講義形式の授業が中心で、リサーチワークは修士論文の作成に主眼をおいた指導教授による個別指導が中心である。博士後期課程におけるリサーチワークにおいては、博士論文の作成に主眼をおいた指導教授を中心とするステップアップ式の指導体制が採られている。修士論文と博士論文の審査は社会的に通用性のある基準に照らして厳格に行われており、毎年度一定数の修士学位取得者と課程博士学位取得者が輩出されている。したがって、教育課程と教育方法の適切性は確保されている。

教育課程・教育方法の国際化については、経済学部が毎年招聘する外国人客員教員に前期課程の科目の担当を委嘱していること、また、本研究科主催の国際学会や国際研究会に学生を出席させるなど、国際的に通用性のある研究者の養成に努めていることは評価される。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 研究者と高度専門職業人の養成のためのカリキュラム編成等の仕組みが整備されているが、定員未充足の問題を解決するためにも、大学教員や民間の研究職等の競争的公募で採用される高い能力を修得した課程修了者の養成が不可欠である。そのための組織的な取り組みを期待したい。

(4) 商学研究科

(評定： B)

<概 評>

多数の教員を擁していることにより、専門性の高さを維持しきめ細かい研究指導が期待できる。他方で、実務経験を有する教員による科目は少数である。特に博士前期課程ビジネスコースについては、その設置目的に照らせば実務家による指導がより求められる。

論文指導における「事前指導」は多くの大学で試みられているようだが、「研究セミナー」と称するワークショップ型スタイルの複数教員による指導が上手く機能すると、論文の質向上に極めて有効であると考えられるため、さらなる活性化を期待したい。

また、特定課題研究を修士論文と同等に評価している点は、博士前期課程ビジネスコースに所属する学生にとって大きなメリットとなっていると推測される。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 実務経験を有する教員による授業が限られている。特に博士前期課程ビジネスコースでは、実務家による指導がより求められる。

(5) 理工学研究科

(評定 : A)

<概 評>

理工学研究科は理工学部と連携し、博士前期課程・博士後期課程のそれぞれにおいて高度な教育を実現する場である。教育目標、教育内容はそれぞれの専攻独自の目標・内容を示している。2016年度に指摘された課題として、リサーチワークとコースワークとの関係については、「博士後期課程におけるコースワーク設置」について事例調査をすると対応している。

自己点検・評価報告書には、各専攻での目的・活動、諸活動を行うための責任体制や手続きが詳細に記述されている。各専攻は教育方法、成果の検証等をしっかりと進めており、学位授与のための客観的な制度も設けている。その結果、教育成果も上がり、教育方法は定着していると見える。しかし、学生数が定員を下回る状況が続いている点は課題である。

グローバル化については、「学術国際会議での発表」を主たる目標としており、その目標設定は理工学研究科として理解できる。学生の学術国際会議発表数は、2012年度131名から、136、111、134、145と増えてはいるが、GGJに採択された大学としては少ない。また、「海外特別研修」「理工学英語セミナーⅠ・Ⅱ」を新設しているが、その受講者は2015年度4名、2016年度3名と極めて少数である。また、「さくらサイエンスプラン」では毎年1件程度の採択に留まっている状況であり、GGJ採択校としてもっと積極的な応募をすべきであったと考える。理工学研究科全体として、グローバル化にどのように取り組むのか目標設定を明確に行うべきである。

18歳人口の減少は大学間の競争を一層激化する。この環境下においては、理工学研究科の教育・研究レベルが学部・研究科全体の位置づけを決めるといって過言ではない。そのような状況の中、中央大学理工学研究科は何を特徴とするのか。新しい専攻の設置と副専攻制度の導入は好ましい例であり、そのためにはトップ・ダウンで研究科全体を牽引するガバナンスを必要とすると考えられる。専攻の自治、研究の自由は確保しつつも、教授間での密な連携、教職協働等による積極的な取組みが必要になる。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 教育目標・教育内容が充実し、各専攻の特徴ある教育を迫及している。各専攻が制度的に確立した態勢のなかで教育にあたっていることは高く評価できる。
- 2) 教育方法、シラバス、成績評価、教育成果等についての自己評価は十分に記述されている。結果、目標・手段の明らかな方法が保証されており、教育体制としてしっかりと機能している。
- 3) 副専攻を設置し、正式に修了認定を行っていることは高く評価できる。ただし、どれだけの効果が上がったかの情報を示すことが必要かつ重要である。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) グローバル化については、理工学部と同様、研究科の規模、全体の活動から考えて、極めて規模が小さいと言わざるを得ない。

2) 研究科内において教育方法、評価方法等についてのしっかりとした制度と運用が進められていることは高く評価できる。しかし、その結果得られた成果が教員間で共有されているのか不明である。数値評価であれ、定性評価であれ、迅速なフィードバックを導入すべきである。教育方法の改善のために多くの大学でPDCAサイクルの導入が試みられている。目標を明確にし、具体的活動を定め、成果のアセスメントを行い、それを仕組み化することを継続すべきである。

(6) 文学研究科

(評定： A)

<概 評>

文学研究科は13専攻からなり、それぞれに博士前期課程・博士後期課程が設けられている。文学研究科において養成する人材像を設け、修了するにあたって備えるべき資質・能力を明確にしたディプロマ・ポリシーを設定している。修了に必要な学修量と修了要件は、博士前期課程・博士後期課程ごとに示されているが、養成する人材像と修了するにあたって備えるべき資質・能力は課程ごとに示されていないので、改善が必要である。カリキュラム・ポリシーは、博士前期課程は「高度の専門性を要する職業等に必要能力」を養成する、博士後期課程は「研究者として自立して研究活動を行いうる能力」を養成することが記述されており、また「カリキュラムの特徴」は課程の違いを示しているが、中心となる「カリキュラムの体系性」は課程ごとに示されていない。博士後期課程は「リサーチワークの比重は必然的に大きく」と記述されていることもあり(自己点検・評価報告書 p. 530)、カリキュラム・ポリシーをより明確に課程ごとに示すことが望ましい。

教育課程・教育内容については、カリキュラム・ポリシーに基づき、専攻ごとに体系的なカリキュラムを編成し、課程ごとに専攻分野に相応しい教育内容を提供している。また、大学院においても、13専攻の教員が連携し、専攻横断型科目として「総合講座」(博士前期課程)、「総合研究」(博士後期課程)を設け、学生の視野を広げるために、多様な研究のあり方や、他分野の最新情報を提供していることは、研究科の特徴といえる。

教育方法については、各専門分野に応じて、講義、演習、その併用による授業を行っている。学習指導は、研究科全体・専攻単位・指導教員によるガイダンスを毎年度はじめに実施している。博士後期課程では、学生が年度初めに「研究計画書」を提出し、年度末には「研究経過報告書」を提出して、計画的に研究を進める仕組みを設けているが、博士前期課程にこの仕組みが適用されているかどうかは不明である。シラバスは、第三者チェックを実施しており、研究状況・授業等に関するアンケート結果によれば、実際の授業とシラバスに相違があるという記述はみられていない。成績評価と単位認定は、適切に実施されている。教育成果の定期的な検証との関連で、教務委員会、研究科委員会では、文学研究科独自の組織的なFDの必要性を示しているが、具体的な方策については方向性が見いだせていない。

教育課程・教育方法の国際化については、大学全体の取組みとして行っているが、学生の海外への送り出しや海外からの受け入れの利便性を向上するため、2015年4月から授業科目を半期完結とするカリキュラム改正を行っている。

成果については、博士前期課程では中間報告会や修士論文の審査及び最終試験によって教育効果を検証しており、博士後期課程では中間報告会や博士学位候補資格者に対する口頭試問、博士論文最終試験において学生の総合的な評価を行うとともに、専攻全体としての教育・研究指導上の効果を測定している。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) ディプロマ・ポリシーが課程ごとに示されていないため、改善が必要である。
- 2) カリキュラム・ポリシーは、コースワークとリサーチワークのバランスの違いなど、課程によってカリキュラムの体系が異なるにもかかわらず、明確に課程ごとに示されているとはいえないので、改善が必要である。

(7) 総合政策研究科

(評定 : B)

<概 評>

ディプロマ・ポリシーの見直しを行い、博士前期・後期課程を書き分けるとともに、カリキュラム・ポリシーを2016年度に見直したことの成果を期待したい。

教育課程については、2年間開講実績のない科目の閉講を2016年度に行っているが、絶えず見直しを重ねることが重要である。総合政策研究科は守備範囲が広いことから、学生の研究テーマが生の事象を扱う場合への柔軟な対応が求められ、現在展開されているテーマがふさわしいかどうかも常に検討を続けられたい。

このような教育課程や教育内容に係る検証・評価を行う場合には、数値や組織の見直し等の形に表れた点が注目されがちだが、留学生へのきめ細かな対応等、地道な努力こそが注目されるべきである。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 研究科の理念について学生に十分な説明を行い、履修者0名の科目が前年度までと比べて激減したことは高く評価したい。ただし、依然として開講科目の24%が履修者0名の状態であり、引き続き取組みを進める必要がある。
- 2) 授業評価アンケートの回収率が高まったこと、留学生へのきめ細かな研究指導が重ねられていることは重要であり、評価できる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 博士後期課程におけるコースワークのあり方について「検討を行う必要がある」とあるが、どんな方向で検討するのかが書面からは読み取れない。具体的な方策・ロードマップを策定し、着実な改善を進めることが必要である。
- 2) 教員相互の授業参観制度は、学部と同様、録画映像による参観も検討されてよいのではないかと。
- 3) 博士前期課程の学生が後期課程に進学することが極めて少ない問題についても、具体的な対策を検討・実行する必要がある。その際には、大学院教育の意義をどのように考えるかといった視点が必要であり、総合政策研究科のみならず全学的な検討が求められる。

(8) 法務研究科

(評定 : A)

< 概 評 >

研究科の理念と目的及び養成する法曹像が明確に提示され、これに対応してカリキュラム編成がなされている。ディプロマ・ポリシーとして、養成する法曹像を6種類のモデルにモデル化し、それぞれに対応する形で履修プランが示されている。カリキュラムについてはカリキュラム・ポリシーを定め、授業科目を体系的かつ適切に設定するとともに、学生の履修が偏らないようにバランス良く組み立てられており、改革のための努力もなされている。

一方で、法科大学院全体の出願者数の減少に歯止めがかかっていない状況があり、入学者の学力の低下も懸念される。法務研究科の入学者数も減少している。このような、法曹養成を取り巻く状況に鑑み、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しを行い、これに加えて、アドミッション・ポリシーの見直しを進める予定となっている。また、法学部との連携については、「自己点検評価報告書」の取り纏め以降の課題であるが、喫緊の課題として取り組みがなされている。学部連携のあり方については、東京大学、慶応大学、早稲田大学等6校の法科大学院とともに形成する先導的法科大学院連合会においても研究に携わっており、その成果の活用も期待する。

国際性の涵養については、海外研修プログラムが正規科目として設置されているほか、課外科目の展開にも留意されている。ICT教育にも積極的に取り組んでいるほか、卒業生に対する取組みとして、CLS インハウス・ローヤーズ・ネットワークの設立・運用や、法曹リカレント教育の充実等にも幅広く取り組んでいる。

修了認定は、各年次の進級判定制度に関し、1年次から2年次への進級要件を、GPA1.60以上から1.80以上へと、2年次から3年次への進級要件を、GPA1.50以上から1.65以上へと、引き上げられている。成績評価の異議申立手続きについては、每期30ないし60件前後あった成績評価異議申立が、2016年度後期に7件と減少したが、これについては、異議と質問を峻別するように指導した結果であり、適切に対応がなされている。

< 長所として特筆すべき点 >

- 1) 学生アンケート結果の活用や臨床系科目の充実等、基本的には、2015年の評価所見において長所として記載したところは、現在でも長所と評価する。
- 2) 国際性の涵養や、ICT教育、卒業生に対する取組みについても、適切は配慮がなされている。
- 3) 進級判定制度の要件を見直すなど、修了認定の適切な実施が図られるよう努力が継続されている。

< 改善課題として指摘すべき点 >

- 1) 学部との連携については、法学部及び法職多摩研究室が多摩キャンパス、法科大学院が市ヶ谷キャンパスと地理的に分離されていることが障害とならないかについても検討の上、速やかに解決策を立案するべきである。その際は、法科大学院が現在使用している施設の老朽化問題や使い勝手等も考慮すべきであろう。
- 2) 法科大学院全体の出願者数の減少、入学者の学力の低下の懸念等の法曹養成を取り巻く状況に鑑み、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを適切に見直し、さらに、アドミッション・ポリシーの見直しを早急に進めるべきである。

(9) 戦略経営研究科(戦略経営専攻) ※専門職大学院 (評定: A)

<概 評>

高度専門職業人を育成することを目的とした現在の戦略経営研究科の教育内容・方法については、多くの点から高い評価を与えることができる。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーも明確であり、適切なものである。「戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」の5つの専門分野、6つの科目群、「プロジェクト研究」との関連も社会人向け大学院である戦略経営研究科の特色を明確に示している。専門選択の科目も現在、それぞれの分野で基本とされるもの・先端にあるものを網羅しており、適正と評価できる。

社会人を対象とする多くの専門職大学院の現状は、経営面のみならず教育面においても深刻な問題を抱えている。戦略経営研究科では、総合的マネジメント力の養成という目標から、研究者教育と実務家教育という2つの一見相矛盾した課題に対して、その実現に努力を向けている。

ただ、研究科の優位性の獲得と維持のためには、企業をめぐるAI化・グローバル化が進む中、教育内容・方法のアップデートに努め、他の経営系専門職大学院との更なる差別化を図ることが必要である。また、今後はより一層のグローバル対応（英語による授業実施、留学生の受け入れ等）を進める必要がある。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 教育内容・方法の改善のために教職員が協働して手間と時間をかけ、努力を払っていることは評価できる。
- 2) キックオフセミナーに見られるように、学生に対してきめ細やかな指導を行っていることは、本研究科の長所といえる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) グローバル化への対応として、外国語（英語）での授業・報告会等があまり見られず、改善が求められる。
- 2) 成績評価について、A評価を4ポイント、B評価～D評価をそれぞれ3～1ポイントとしてGPA評価を行っているが、他の(外国を含む)大学院では、「A+」や「S」を導入し、4以上の評点をつける傾向がある。成績評価は教育の質保証において重要な要素の一つであり、課題として検討されることを期待したい。

(10) 戦略経営研究科(ビジネス科学専攻) ※博士後期課程 (評定: B)

<概 評>

高度職業人・実務家研究者・実務家教員のための「総合的マネジメント力」の養成を目指した教育課程の整備については、十分行われていると評価できる。コースワークとリサーチワークとのバランスも考慮されているほか、博士論文審査に進むには、1年次修了時のサーベイ論文、2年次のキャンディデイト試験を通じてスクリーニングを行うことにより博士学位の質の担保を行っている。この点は、学生に対して学位取得までのプロセスを明確にし、学位取得の透明性や厳格性を知らしめることに寄与するとともに、研究科にとっても、その内容の精査により、教育内容・方法の改善に役立つものと期待できる。

一方で、専攻の発足以来、時間が経っていない状況であることを勘案しても、博士号取得者数は十分なものではない。そのため、総合的マネジメント力の養成という成果がどれほど実現しているのかについて明確なコメントはできない。しかし、「有能な実務家」と「優れた研究者」の養成は、基本的に方向性の異なる教育である。ビジネス科学専攻では、入学要件として4年以上の実務経験を定めて入り口段階で実務家能力の担保しており、また、課程内でのスクリーニングで研究能力を判断しているが、それだけでなく、漸次、カリキュラムを改良することも必要である。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 入学試験やキャンディデイト試験において、それぞれ英語能力、英文執筆力の評価を行っていることは、今日の国際化の流れの中で必須であり、今後一層の推進が望まれる。
- 2) サーベイ論文、キャンディデイト試験から論文提出までのプロセスが明示されていることは、学位取得の透明性や厳格性の面から評価できる。
- 3) 社会人に博士学位を授与することに特化した課程は国内では珍しく、この独自性は本専攻の長所といえる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 高度な研究力を有する優秀な実務家＝総合的マネジメント力養成の教育、その成果としての博士学位取得という教育内容の明確化に向けて、引き続き検討を行う必要がある。
- 2) できるだけ入学者を増やし、その中から、より多く、適切な数の学位申請が可能なキャンディデイトを選抜・確保することが求められる。

4. 学生の受け入れ

(1) 全学

(評定： B)

<概 評>

学部における学生の受け入れについては、基礎学力の高い志願者を安定的に確保できており、オープン・キャンパスはもちろん学校説明会や訪問授業の実施等の方策が奏効しているものと考えられる。地方入試を全国各地できめ細かく実施するなど、全国規模での学生募集を積極的に展開している。

他方で、近年、厳格化が求められている定員管理については、入学定員に対する入学者比率は学部単位では概ね適正な水準となっているものの、学科単位では一部においてやや高めな状況も散見される。定員管理の厳格化は、新学部設置を通じての大学の将来に向けた発展可能性を左右しかねない問題であることを十分認識し、取り組む必要がある。その際には、単なる歩留まり予測のみならず、多様に展開している入学試験方式についても、各種データ・調査結果に基づいた分析・検証がなされるべきであろう。また、定員管理とあわせ、入学者の質の確保の問題も重要であり、この点については、新テストや新学習指導要領への対応もあわせ、全学としての課題として対応することが求められる。

大学院に関しては、研究科によりバラツキはあるものの、学生の受け入れは十分な状況とはなっていない。とりわけ博士後期課程においては、極めて限られた数の学生しか集まっておらず、定員充足率が著しく低い状況が継続している。長期的視点に立てば、学生募集戦略面、ひいては大学院における教育プログラム全体の抜本的見直しを求められよう。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 博士後期課程における定員未充足が継続している点は、研究科の存続にも係る問題である。長期的な視野に立てば、大学院における教育プログラム全体の抜本的見直しも検討する必要がある。

(2) 法学部

(評定： B)

<概 評>

学生の受け入れについては、従来の基準からすると、入学者数、在籍学生数には特に問題はなく、ほぼ適正であるといえる。入試の実施に関しても指摘すべき問題点はないと考えられる。

3つのポリシーは受験生にとっては「わかりにくい」文章かもしれないが、なんらかの形で学部パンフレットに掲載し、在校生や卒業生が「受験の際には自分の将来像に照らしてポリシーに納得し、中央大学法学部を選んだ」というメッセージを明確に示すことで、学部の良さを後輩に伝えるという循環を作り上げていくことが重要である。

一方で、2016・2017年度と志願者数の増加が顕著であることについて、その要因分析が十分でないと考えられる。自己点検・評価報告書においては、入試広報活動の成果とあるが、2014・2015年度と異なる工夫についての言及がない。仮に社会科学系学部への志願者の回帰

であるならば、中央大学の他の社会科学系学部や他大学の法学部等と比較した場合はどうであったのか、具体的な数値に基づく検証であることがなければ自己点検・評価の客観性・説得力に乏しい。現在実施されている10の入試形態の全てが同じ増加傾向を示しているのか、さらには入試形態の違いによる学部段階での成績追跡調査を通じての入試のあり方についての検証など、学生受入段階にとどまらない、よりきめ細かい分析が望まれる。

入学者数、在籍学生数からすると、学生の受け入れはこれまでは適切に実施されてきたことは明らかだが、18歳人口の減少、国の方針としての定員管理の厳格化を考慮すると、今後はより一層厳格な合格者判定が重要になる。2017年度に見られたような「他の大学が合格者数を絞ったことによる影響」が2018年度以降の併願者＝志願者数の増加、手続率＝歩留まり率の低下となる可能性が高い。また、高等学校課程における学習指導要領改訂とセンター試験の後継テストの実施が受験生に与える心理的影響（浪人回避）等、どの大学にとっても懸念材料は多く、定員管理はますます難しくなるものと考えられる。定員管理は教育の質に直接影響することであるため、様々なデータを活かし、適正規模での教育を維持できるよう努められたい。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 今後の学生受け入れに係る方針を適切に決定するためにも、志願者数の増減に関する要因分析を綿密に行うことが求められる。具体的には、志願者の増減が社会的な傾向であるならば、他学部・他大学との対比を行うべきである。

それだけでなく、全ての入試形態の増減の対比、入試形態ごとの成績追跡・学生によるフィードバックの検討等を通じた適切な入試形態の検討、新しい入試手続や仕組みを導入することによる影響等も検証されたい。統一入試志望順位制度やWeb出願の導入、英語外部試験の活用は志願者数に影響を与えたか、選考料の特例措置の影響はあるのか等も、重要な検討事項である。

(3) 経済学部

(評定： B)

<概 評>

アドミッション・ポリシーは明示されており、本学公式Webサイトや入試受験案内等への掲載によって内外に公表周知されている。ポリシーに表明されている学部として求める学生を選抜するために多様な形態の入学者選抜方法が採られている。入学者選抜は一般入試（4形態）と特別入試（8形態）によって実施されている。一般入試は高等学校レベルの知識と論理的思考力を重視した学力試験による選抜であり、特別入試は学生の入学前の多様な勉学環境に配慮し、特定科目等のウェイトを高めた選抜である。各形態の入学者選抜方法は入学者受け入れ方針を踏まえた適切なものとなっている。

定員管理については、2017年度の学部入学定員1,062名に対して入学者数は975名で、入学定員充足率は0.92である。これにより、過去4年間の平均は1.06であり、昨年度までの過去4年間の平均の1.13を下回った。また、学科間での入学定員充足率のバラツキについてもある程度解消されている。その限りでは入学者受け入れは概ね適正な状況にあるといえよ

う。しかし、767名の募集定員に対して一般入試による入学者は421名で、これによる定員充足率は0.55である。2017年度の入学者数が低く抑えられた結果、学部定員充足率はほぼ例年の水準に近い1.11になったが、単年度における入学定員充足率の大幅な調整は入学者選抜の公平性・公正性等の観点から適正な方法とはいえない。

一般入試の実施については、入試管理委員会、入試センターを中心とする全学的な実施体制が採られている。特別入試については、学部単位で実施されており、学部長を責任者として、入試管理委員の下に実施されている。出題ミスや採点ミスを防止するためのチェック体制や入試合否判定の方法が明確化されている。したがって、入試の実施については、組織的かつ厳格に行われているといえる。しかし、入試結果の透明性を確保するための仕組みとその機能については、先に指摘した点を考慮すると、検討の余地があろう。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 全入学者数に占める一般入試による入学者数の比率が低く、また、一般入試の合格者の歩留まり率が低い。この状況は入試の方法の変更だけで解決されるものではない。総合的観点からの検討が必要である。

(4) 商学部

(評定： B)

<概 評>

大学入試センター試験利用入試や地方入試の実施等を通じ、全国から学生の受け入れを実施している。

アドミッション・ポリシーについては、学部としてのポリシーは示されているが、4つの学科別のポリシーが明確であるとは言えない。近年、3つのポリシーの重要性が指摘され、その明示が求められているため、今後見直し求められる可能性が高く、早急な検討が必要であろう。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの結びつきや相互の関係性についても現在は見えにくいものとなっているため、あわせて精査が必要である。これらを大学案内等に示すことで、受験生に対する透明性をより高めるべきである。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) アドミッション・ポリシーについては、近年の動向をふまえると、学科単位での明確化が望ましい。あわせて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係性について精査・明示することも検討されたい。

(5) 理工学部

(評定： A)

<概 評>

理工学部としての学生の受け入れは、アドミッション・ポリシーの表明、オープン・キャンパスをはじめとする直接的な宣伝活動、印刷物・Web の広報等についてしっかりと活動しており、かつ、入試も多重に行い、透明性の確保を継続的に実施している。高校卒業生の受験としての位置づけは確立されている。

しかし、海外の優秀な学生を集めること、スーパーサイエンスハイスクールへのアプローチ、高専入試などは記述がみられず、分析が不十分な部分がある。今後の18歳人口の減少が予定される中、レベルの高い入学者を確保する方策を早急に検討すべきであろう。

<長所として特筆すべき点>

- 1) アドミッション・ポリシーの明確化、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を調査、見直しを行っていることは各学科の特長を伸ばす上でも、複合的な課題に取り組む能力を学生に与えるためにも重要である。文章作成が目標ではなく、学科全体、学部全体の経営において、これらの方針策定を利用していくことを期待する。
- 2) 各種の入試制度を準備し、それぞれの趣旨に合った実施をしていることは高く評価できる。そのための宣伝活動を確実に実施している。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 長期的な視野に立った学生の受け入れ方針の策定が必要である。18歳人口の減少に対する対応策、海外からの優秀な学生を募集する方針を検討しているのかが不明確であり、現状の受け入れ方法の強化にのみ対応しているように見える。ただし、これは理工学部単独で議論できる話ではなく、全学としての議論が必要である。
- 2) 大学の評価は教育のみならず、研究、社会活動、スポーツ等、多様である。理工学部は教育を中心的な売り物にしていると理解しているが、他大学との違いはどこにあるのかという視点から全体を検討しているようには見えない。
- 3) グローバル化への対応について、教育内容・方法・成果の項目でも指摘したように、理工学部・理工学研究科におけるグローバル化策を早急に明確化し、留学生の受け入れなどについて行動すべきである。

(6) 文学部

(評定： A)

<概 評>

アドミッション・ポリシーについては、「文学部の求める人材像」を具体的に示し、入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準と専攻ごとに求める能力を明示しており、Web サイトや受験案内等の印刷物を通じて広く周知を図っている。

学生募集及び入学者選抜については、一般入試、統一入試、大学入試センター試験利用入試(単独方式、3教科型、4教科型)、英語外部検定試験利用入試、特別入試を採用しており、全体として、アドミッション・ポリシーに定める「文学部の求める人材」となり得る多様な受け入れを実現している。入学者選抜試験の実施及び入学者選抜基準については、公平性と透明性が確保される体制を全学的に整えている。

定員管理については、2017年度における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平

均は 1.12、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.14 であり、概ね良好ともいえるが、私立大学等経常費補助金や設置認可申請のことを勘案するならば、より厳密な定員管理が求められる。

学生募集方法及び入学者選抜方法を検証する仕組みとしては、文学部入試・広報委員会が入試方法の変更・改善等の検討を行っており、2018 年度入試から、海外帰国生等特別入試を廃止し、英語運用能力別入試を新設するなど、実質的に機能している。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

特になし

(7) 総合政策学部

(評定： A)

<概 評>

新入生アンケートの結果によると、学部の特色が受験生に理解されているとの結果が得られており、この点については評価したい。偏差値ではなく、大学の教育内容で選ぶ受験生が多いことは、そのまま入学以降の学習意欲の向上に通じるからである。

ただし、2021 年度入試から入試制度が大きく変わることへの対応が具体的に見えてこない。既に入試委員会をつくり、受験産業や高校へのリサーチを進めている大学もある。今回の自己点検・評価結果に現れていないだけであり、既に着手されていると考えられるが、制度の変化に敏感な対応を見せていただきたい。さらに、高大接続改革において、文部科学省は各大学の個別試験で「主体性・多様性・協働性」をみることを求めており、総合政策学部ならではの新しい入試方法が考えられてよい。地域社会や政策の現場のフィールドワークを経験している高校生は増えており、実行力豊かな学生を確保する手段を考えることが学部の活性化につながるのではないか。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 新入生アンケートの結果において、カリキュラムや授業内容を大学選びの理由にあげた学生が 73%にのぼっている点については、学生募集広報がうまくいっていることの現れとして高く評価できる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 自己点検・評価報告書において、各入試の位置づけとして「多様な入学者選抜方法」とあるが、記述内容だけを読むと、多くの大学と横並びのレベルと感ぜられる。高大接続改革、新テスト対応といった環境の変化や、高等学校段階での学習の変化等を見据えつつ、総合政策学部ならではの新たな入試方法を検討されたい。

(8) 法学研究科

(評定 : B)

< 概 評 >

過去5年間における入学定員に対する入学者数比率は、博士前期課程が0.24、博士後期課程が0.44となっており学生確保に苦戦している状況である。入学者確保に向けては、入学者一般入試(筆記)科目を増やし、相談会やオープン・キャンパスを開催し、学部学生に大学院の授業履修を可能にするなど、研究科入学に対する関心惹起の努力を尽くしていることがうかがえるが、数値改善には繋がっていない。

学生確保が困難になっている原因については、国公立大学の大学院定員の増加、従来の修士課程では定員の大半が司法試験受験者で占められていたこと、そして、近年は研究者としての就職が決して容易ではない現実が挙げられており、大学院の定員充足はほぼ全ての大学院において問題となっている。需要の縮小に伴い、本研究科はすでに入学定員を一定程度削減していることから、今後の取り得る方策として、ダブル・ディグリー協定の締結と実施だけでなく、法曹に限らない高度専門職業人にとっても魅力的な科目の展開とパッケージ化、法曹以外の専門職(弁理士、税理士、コンサルティングやシンク・タンクへの就職等)についても検討の余地がある。

なお、入試制度については、特別選考入試、社会人特別入試、ロースクール出身者のための特別入試、外国人留学生入試等を行い、十分な工夫がなされており、適切な質の確保という観点からは適切である。

< 長所として特筆すべき点 >

1) 適切な質の確保という観点からは十分に工夫された入試が実施されている。

< 改善課題として指摘すべき点 >

1) 博士前期課程に関し、法曹以外の専門職としての人材の養成に対応する科目の展開を通じて、志願者の増加を図る方策について検討の余地がある。

(9) 経済学研究科

(評定 : B)

< 概 評 >

アドミッション・ポリシーは明示されており、本学公式Webサイトへの掲載により内外に公表周知されている。学生募集は本学公式Webサイト、ガイドブック、進学相談会等を通じて行われている。入学者選抜は、当該ポリシーに基づき、博士前期課程においては一般入試、特別入試等の5形態、博士後期課程においては特別入試と外国人留学生入試の2形態で実施されている。従って、学生募集、入学者選抜の方法はアドミッション・ポリシーと整合的に関連した内容になっている。

過去5年間平均の入学定員充足率については、博士前期課程が0.30、博士後期課程が0.24であり、極めて低い状況にある。文系の大学院における定員未充足については本研究科に限ったことではないが、原因を外的要因に求めず、問題解決に向けての組織的な取組みを期待したい。

博士前期課程は研究者養成と高度専門職業人の養成を目的としており、博士後期課程は専門的研究者の養成を目的としている。博士学位取得者の大学または民間の研究所等への就職は極めて難しく、また、博士前期課程修了者の民間企業への就職も難しいといわれている。

しかし、事実は必ずしもそうではなく、理論と統計・計量分析の手法と実践的応用能力を修得した優秀な人材に対する潜在的需要はある。したがって、本研究科にあっては高い能力を修得した人材を養成するための取組みを行う必要がある。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 博士前期課程、博士後期課程ともに深刻な定員未充足の状況が継続している。課題の解決に向けては、学生募集方法の工夫や入試改革のみでは不十分であり、大学教員や民間の研究職等に採用されうるような高い能力を修得した人材を養成するための方策が不可欠である。そのための組織的かつ積極的な取組みを期待したい。

(10) 商学研究科

(評定 : B)

<概 評>

定員管理に関し、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が博士前期課程は0.86と概ね適正な水準にあるが、博士後期課程においては0.48と低い。志願者数においても、博士前期課程ではある程度の数が集まっているが、博士後期課程では志願者が毎年10名にも満たない状況が継続している。このことは、健全な研究科として存続する上で、将来に不安を感じる深刻な状況であると指摘せざるを得ない。入試方法の変更等はこれまでも行われているが、なんらかの抜本的な対応が必要である。

近年、社会人の学び直しの重要性についての要請も高まっていることから、リカレント教育の実施等も含めた検討が求められる。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 博士後期課程における定員充足率が低く、毎年度の志願者数が極めて少ない点については、研究科の今後の存続にとって極めて深刻な事態である。研究科のあり方も含めた検討が求められる。

(11) 理工学研究科

(評定 : B)

<概 評>

学生の受け入れについて、自己点検・評価報告書では「受け入れ方針、選抜方法、学生の管理」を項目としてあげ、記述している。記述は十分であり、かつ、その内容も適切である。

学生の受け入れは、本来、「研究科の目標の設定」に従い、「受け入れ対象に対する教育・学修目標の設定」があり、「受け入れ方針、選抜方法、学生の管理」が定まるべきである。自己点検・評価報告書では、教育・学修目標の設定は自明であるとして、専攻ごとの「受け入れ方針、選抜方法、学生の管理」を述べ、制度的に確実な推進態勢を準備することに注力し

ているように見える。確かに大学院においては専攻ごとの専門性が高まり、個別目標の設定が重要であることは認めるが、理工学研究科全体のまとまった姿が見えにくい。特に、研究と教育との関係が不明確であり、どのような学生を受け入れて、何を学修させて社会に送り出すのか、その場合の研究能力訓練をどのように位置づけるかが分かり難い。

次に、定員が充足されていないことは大きな問題である。在籍学生数は博士前期課程 561 名（定員 674 名）、博士後期課程 53 名（定員 87 名）であり、いずれも定員を充足していない。入学定員に対する入学者数比率は過去 5 年間の平均で、博士前期課程 0.84、博士後期課程 0.4 である。一方、学生数を学部学生数に対する比率、すなわち進学率として計算すると、博士前期課程で 27.0%、博士後期課程で 1.7% である。博士前期課程では同レベルの大学に肩を並べる水準ではあるが、更に進学率を伸ばしたいところである。一方、博士後期課程では 1 専攻あたり 4.8 人と少ない。博士課程の研究戦力が不足しているものと推察される。

「大学院における学位授与状況」は、「教育内容・方法・成果」としての数値であるが、同時に「受け入れ学生の質」にも関わる。博士前期課程・後期課程共に、どのような受け入れ、教育、修了評価を行うことが社会の要請に応えられるのかを検討すべき時期であると考えられる。

理工学研究科として博士後期課程をどのように運営するかが、今後の中央大学理工学部・理工学研究科の社会的評価を高めるために重要である。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 教育関連の諸データが準備されていることは重要である。例えば、博士後期課程の定員充足率、学位授与の割合などは、対象者が博士前期課程に入学した直後から対応が必要となる。教育はこのように長期の対応を継続する必要がある。学生本人のやる気、分野の選択においても長い時間をかけて醸成する必要がある。このような長期的な取組みを行う基礎として教育関連の諸データがあり、それらを専攻運営に常にフィードバックすることが必要である。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 定員充足化は早急に取り組むべき課題である。ただし、数値的な充足だけを狙うのではなく、大学院進学が個人のキャリア形成の上で価値ある経験であることを実感できる形を作ることを期待する。博士後期課程では TA 制度等を利用して、実質、授業料ゼロとするなどの取組みが求められる。同様に、海外からの留学生を増員して、各研究室には常に 1 名の優秀な博士後期課程留学生が在籍することを目標として欲しい。
- 2) 定員充足化に際して、専攻ごとの充足率が大きく異なることを放置すべきではない。これは理工学研究科全体の課題としてトップ・ダウンの解決を図るしかないと考えられる。
- 3) 「大学院における学位授与状況」は、学位授与者数/修了予定者数でみるなら、2016 年度は博士前期課程 262/282=93% で妥当と推察される。それに対して、博士後期課程は 41% であり、2012~2016 年度の 5 年間で単純平均すると、46/137=34% となる。何をもちいて適正な数値とするかの議論があるが、修了予定時期になっても 3 人に 1 人しか修了できないということは、入学者の質、教育・学修方法、要求水準、制度のどこに課題があるのかを詳細に分析する必要がある。

(12) 文学研究科

(評定 : A)

< 概 評 >

学生の受け入れにあたり、「文学研究科の求める人材」を具体的に示し、「入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準等」を明示したアドミッション・ポリシーを設定しているが、博士前期課程・博士後期課程ごとに示されていない。博士前期課程では「高度の専門性を要する職業等に必要な能力」を養成し、博士後期課程では「研究者として自立して研究活動を行いうる能力」を養成するためのカリキュラムを構成しており、入学前に修得しておく学修内容・学力水準は異なると考えられるので、改善が必要である。アドミッション・ポリシーは、Web サイト及び入学試験要項に掲載して、大学構成員及び社会に公表している。

学生募集及び入学者選抜については、博士前期課程では一般入試（秋季・春季の2回）、社会人特別入試（秋季のみ）、外国人留学生入試（秋季のみ）の3種類、博士後期課程では一般入試（春季）、外国人留学生入試（秋季）の2種類を設けて実施している。博士前期課程・博士後期課程とも、語学試験と専門分野に関する筆記試験に加えて、事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を行い、アドミッション・ポリシーとの適合性や受験生の可能性を見極めている。入学試験執行の基本方針は、研究科長と各研究科委員会から選出された委員で構成される入試運営委員会が決定しており、それに基づいて文学研究科として入学者選抜を行っている。

入学者選抜試験の実施及び入学者選抜基準の公平性と透明性についても、入試運営委員会が検証している。

定員管理については、2017年度の入学定員に対する入学者数比率は、博士前期課程が0.53、博士後期課程が0.46であり、収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程が0.53、博士後期課程が0.60となっており、定員確保が課題である。

学生募集方法及び入学者選抜方法については、入学試験の可否委員会の意見を踏まえて、教務委員会が検討を行い、最終的には研究科委員会で決定している。

< 長所として特筆すべき点 >

特になし

< 改善課題として指摘すべき点 >

1) アドミッション・ポリシーが課程ごとに示されていないので、改善が必要である。

(13) 総合政策研究科

(評定 : B)

< 概 評 >

志願者確保の努力が継続されているが、その成果はまだ十分現れていない。

博士課程前期課程の志願者が社会人を中心に激減し、博士後期課程も収容定員に対する在籍学生比率が低下し続けている。そのような状況のなか、外国人留学生入試の受験者が過去最多になったことは努力の賜物といえる。また、小論文問題の共通化や、それをあらかじめ入学試験要項に記載すること、学部への門戸の拡大等、積極的な試みも見られる。

その一方で、なぜ結果が大きく改善しないのかを、他大学の取組みなどとも比較し、幅広い検討が必要である。学生にとっての研究科の意義を再定義し、教育、研究の両面でどのよ

うに位置づけるかについて、研究科だけでなく全学的に検討する必要がある。

特に、社会人の学び直しへの対応として、平日昼間のみの開講を見直すべき時期ではないか。大学院予備校での進学相談会を実現することも望まれる。

<長所として特筆すべき点>

特になし

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 社会人の学び直しのニーズに対し、博士前期課程の開講を平日の夜間、土曜日に拡張できるかどうかについて検討が必要であろう。

(14) 法務研究科

(評定 : A)

<概 評>

募集人員については、2016年度から従来的人员を減員し、法学既修者180名、法学未修者60名を募集人員とすることに変更された。さらに2018年度からは法学既修者150名、法学未修者50名に変更された。入学者数は、2016年度:192名、2017年度:128名であった。志願者数は、1,000名を超えており、合格者数は600名弱程度であって、競争倍率は適正な範囲に保たれている。この点は、入学者数が減少した2017年度についても同様であった。

2016年度からの入試改革により、現在では、法学既修者・法学未修者のそれぞれに、一般法曹枠の他に地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠及び女性法曹枠（これらの4枠を「一般法曹枠以外法曹枠」という。）が設置されるなど、入学選抜方針に従い多様性の確保が図られている。

既修者の選抜は、従来、適性試験管理委員会による法科大学院全国統一適性試験、法学検定試験委員会による法学既修者試験に加え、独自に実施する法律科目試験（憲法・民法・刑法・商法、民刑の両訴訟法の6科目）が実施され、これらの結果を踏まえ、志願者調書や大学の成績等の提出書類を総合的に評価した選抜が行われてきた。また、2017年度から法学検定試験委員会による法学既修者試験の提出は不要とする変更がなされている。

未修者の選抜については、2017年度入学者選抜からは小論文を取りやめ、適性試験第4部解答用紙（写）の提出を求める変更がなされた。

なお、法科大学院全国統一適性試験については、2018年度の試験は実施しないとの発表が既になされている。このことを受け、2019年度入学者選抜でどのような対応をとるのかという点については、既修者選抜・未修者選抜ともに、評価実施時点において未発表となっており、早期の対応が必要である。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 法曹養成を取り巻く状況に鑑み、募集人員が変更されるなど、状況の変化に速やかに対応できる体制が採られている。
- 2) 一般法曹枠以外法曹枠を、法学未修者のみならず、法学既修者においても設定したことも、状況に対する速やかな対応という観点からは評価できる。環境の変化の中で、競争倍率は適正な範囲に保たれているのは、このような速やかな対応によるところが大きいと考えられる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 入学者の減少については、2017年度に引き続き2018年度の入学者も減少するものと予測されていることから、単年度の問題ではなく、複数年度の傾向として顕著であるとの評価が可能ではないか。これらについては十分な要因分析を試みるとともに、法学部との学部連携方策等の対処策を慎重に検討する必要がある。
- 2) 法科大学院全国統一適性試験が行われないことに伴う選抜方法の変更は、なるべく早めに結論を出し、公表することが望ましい。
- 3) 一般法曹枠以外の法曹枠による選抜方式については、その目的を果たしたか等の検証を行い、今後のあり方について検討をすべきである。

(15) 戦略経営研究科

(評定 : B)

<概 評>

学生の受け入れに際し、戦略経営研究科は社会人向け大学院であり、「戦略リーダー」を養成することを目的とするアドミッション・ポリシーを明確にしている。これによって、自ら明確なキャリアプランを有した志願者を集めようとするものである。

しかしながら、他大学の社会人向け大学院と同様に、安定的な定員の充足において問題を抱えており、特に博士後期課程ビジネス科学専攻では難しい状況が長く続いている。その状況が改善されつつあるという統計はあるが、博士学位を授与することに対しては、より高いレベルの質保証が必要であり、容易に定員だけ充足すればよいという状況でないことは理解できる。一方で、政府は高等教育における実務家教員の大幅増加の政策を打ち出しており、今後、社会人博士学位取得者のニーズは確実に増加する。この状況において、ビジネス科学専攻は、本研究科が影響力を持つ学会（戦略経営学会）の存在もあり、優位性を獲得できる潜在的な可能性を有しているといえる。

今後は研究科の持つ特色の独自性・異質性をより明確にするとともに、現在推進している奨学金、企業との連携等の様々な施策をより一層推進する必要がある。「総合マネジメント力の養成」という目標についても、その中身を志願者によりわかりやすく提示し、理解されるようにする必要がある。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 女性のキャリア構築のための支援のほか、働く女性が受験しやすい環境を整えていることは、女性志願者を増やす取組みとして評価できる。
- 2) 志願者を対象にした数多くの説明会を開き、そこでは、グループワーク、質疑応答に時間を割くことで出願率の改善を果たしていることは評価できる。
- 3) 入学後に可能な経済支援について志願者に広く示すだけでなく、独自の奨学金の創設を図っていることは長所といえる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 出願率、入学率を改善するために、企業とのコンタクトをより密接にし、企業派遣の拡大するための施策を講ずることが求められる。
- 2) 入学者（特に博士後期課程）を増やすために、外国からの留学生も積極的に受け入れる体制を作り、英語のみによる授業レパートリーを増やすことについて検討すべきである。

- 3) 博士後期課程ビジネス科学専攻の学生募集には、入学者数だけでなく質の担保に努める必要がある。
- 4) 研究科のいかなる施策も、コストとパフォーマンスのバランスを考えて実行することが望まれる。

5. 学生支援

(評定 : A)

<概 評>

学生支援に関する方針は、修学支援・生活支援・進路支援に関する方針として定められ、大学の公式 Web サイトを通じて周知を行っている。

学生への修学支援については、各学部・研究科と事務部門が連携した留年者及び休・退学者への対応と支援、「ライティング・ラボ」や学部独自の「学習支援センター」による補習・補充教育に関する支援、キャンパスソーシャルワーカーの配置や学生ボランティアによるノートテイク支援等の障がいのある学生に対する支援、学内外の各種奨学金制度運用による経済的支援など、全学的な仕組みを構築して、適切に支援を展開している。

障がいのある学生や修学上の配慮が必要な学生への支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」が設けられ、最低限の体制が整備されたが、個別事案への対応については個々の組織に委ねられている。また、LGBT 等の多様な学生に対する配慮についても、対応窓口となった組織が関連する組織と都度連携を取りながら対応している状況であり、組織的な対応としては不十分である。大学として統一的かつ円滑な対応を行うためにも、全学的な情報共有と組織的な支援を可能とする仕組みについて検討し、整えていくことが課題である。

生活支援については、保健センターによる保健管理や診療、感染症への対応、薬物乱用防止等の予防教育、安全・衛生教育を組織的に行っている。学生相談については、精神科医・心理カウンセラー・弁護士等の専門家に加え、各学部から選出された教員相談員、各学部事務室・大学院事務室の事務長をはじめとする職務上職員相談員が相談業務に就いており、「よろず相談型」「カウンセリング型」「医療型」という3つの形態を設けて対応している。

ハラスメント防止については、2007年に「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を制定するとともに、規程やガイドラインを定め、これらに基づいて、学生や教職員を対象とする講演会・研修会、学生団体が実施する防止啓発キャンペーン、学校法人中央大学の是構成員を対象とする「中央大学ハラスメント実態調査」、学部と連携した啓発活動など、防止啓発活動を組織的に行っている。しかしながら、ハラスメントに関する相談件数は高止まりの状況となっている。構成員の意識の高まりにより、ハラスメントの存在が顕在化してきた面も考えられるが、今後も継続的にハラスメント発生防止や発生時の適切な対応に取り組んでいくことが求められる。

進路支援については、キャリアセンターが中心となって実施する進路選択に関わる指導・ガイダンス、学生自らが行動を起こし、「職業観を身につける」「社会で必要な能力を高める」プログラムである「キャリアデザイン・プログラム」、在学中に自分の専攻や将来に関連した企業や自治体において実際に「働くこと」を体験する「キャリアデザイン・インターンシップ」、キャリアセンターが実施する「就職活動サポート・プログラム」など、充実した多彩なプログラムを設けて、展開されている。特に、「キャリアデザイン・ノート」「Grow Up (成長) セミナー」「PBL 講座」からなる「キャリアデザイン・プログラム」は優れた取組みである。ただし、「Grow Up (成長) セミナー」と「PBL 講座」については、参加した学生の満足度は非常に高いものの、提携企業数が少なく、学生の認知度も低いという課題も抱えている。これらの進路支援の実施体制については、文系の学生・大学院生のプログラムはキャリアセンターが担当し、理工系学生・大学院生のプログラムは理工キャリア支援課が担っている。

学生の課外活動に対する支援については、各種行事の開催やボランティア活動への支援、課

外活動のための施設の貸出等を通して、学生部が支援を行うとともに、学生の部会活動を促進・支援するための組織である「中央大学学友会」による支援も展開されている。また、資格取得を目的とする課外講座として、法曹を目指す学生の学修を支援する「法職講座」、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を支援するために経理研究所が開設する各種の講座が開かれ、一定の成果をあげている。

これらの大学全体としての支援と連携しつつ、各学部・大学院においては、必要に応じて各部独自の支援プログラムを実施している。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 「キャリアデザイン・ノート」の活用、「Grow Up (成長) セミナー」「PBL 講座」からなる「キャリアデザイン・プログラム」は、学生自らが行動を起こし、「職業観を身につける」、「社会に必要な能力を高める」ためのプログラムであり、社会や仕事について体系的に学ぶことができる優れた取組みである。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 障がいのある学生や修学上の配慮が必要な学生への支援について、大学として一定の枠組みに基づく対応できる仕組みを検討し、これを構築して、組織的で円滑な支援を実現していくことが期待される。

6. 教育研究等環境

(評定 : A)

<概 評>

教育研究環境の整備状況は、概ね良好と考えられる。大学の中長期事業計画と連動したキャンパスマスタープランを作成し、グローバル化をはじめとする今日の教育・研究の課題に応えるべく、多摩と都心のキャンパス整備を目指している。キャンパスアメニティの整備・維持にも配慮が行われ、オープンスペースの拡大、バリアフリー化も推進され、設備の老朽化対策も着実に進んでいる。

しかし、新学部構想、教育研究組織の移転等について結論が出ていないため、キャンパスマスタープランの実現自体に支障が生じていると思われる。早急に結論が出されることは必須であるが、それと同時に、現時点で実現可能な施設（多摩キャンパスの国際学生寮等）の整備を進めておくことも重要である。

図書館・情報サービスについては充実が図られており、学生サービスも改善していると評価できる。しかし、利用者の活字離れが進む一方、電子媒体やデータベースの重要性が増大し、財政面で圧迫している。このことは、全ての図書館・情報サービスにとって共通の問題ではあるが、中央大学もそれに対し根本的な対応が迫られていると考えられる。その際、データベース価格の抑制のための種々の方策を実行することも肝要であるが、大学が持つ限られた資源の中で、いかに活字蔵書と電子媒体の間のバランスを見直していくのかを考えることも必要であろう。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 教育研究環境整備が大きなマスタープランの中で行われていることは、長期的視野を持った環境整備として評価できる。
- 2) バリアフリー化、食堂施設の充実、開かれた図書館といった、学生をはじめとする利用者の視点で施設が維持管理されていることは、評価できる。
- 3) 授業支援システム manaba の整備が進み、学生の利用の増大が見られることは、教育方法の多様化に寄与しているものと見られる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) キャンパスマスタープランについて曖昧な部分が多いため、早急な明確化が求められるとともに、現状において実現可能な施策（グローバル化のための国際学生寮の整備、新規リカレント教育等のための施設整備）の速やかな実行が求められる。
- 2) 増大する電子資料費に対する根本的な対応策の実行と蔵書の増大に対するスペースの問題への対応が必要である。

7. 研究活動

(評定 : B)

<概 評>

他の大規模私立大学に比して一層の努力は望まれるものの、研究活動の活性化に向けて教員・職員がともに努力しており、科学研究費をはじめとする外部資金の獲得、特許出願やベンチャー等の研究成果の展開等の面で一定の成果をあげている。特に、論文の国際共著数・比率については飛躍的に上昇しており、評価できる。

一方で、女性研究者の比率向上、研究活動評価の実施、基礎研究費のあり方等については改善が必要である。特に、基礎研究費に関しては、文系と理工系が同一金額となっていることについて検証が必要である。理工系については文系と比較して実験経費等が高額となるため、100万円程度の基礎研究費を支給している大学もある。それぞれの学問領域について、基礎研究費としてどの程度支給する必要があるのか、必要経費からの積み上げ、研究者の要望、執行残額、他大学との比較等、多角的な検証を行うことが求められる。

また、前回の評価の際に指摘した、研究経費が不十分な状況を改善するための財政構造の見直し（高額な人件費の抑制・削減等）については大きな進捗があったとはいえ、更なる取り組みが求められる。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 論文の国際共著数・比率については前回の評価と比して飛躍的に上昇しており、評価できる。
- 2) 研究支援室を中心に研究支援活動に真摯に取り組んでおり、科学研究費をはじめとする外部資金の獲得等、一定の成果をあげている。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 女性研究者の比率が他大学と比して低い水準となっている。世界的にみても日本は最低水準であり、これが日本のイノベーション能力低下の一因となっている。大学として一層の努力が望まれる。
- 2) 基礎研究費について、学問分野に関わらず一律の金額を支給していることについて、検証が求められる。また、毎年度一定の金額が未執行となっていることについて、十分な研究活動がなされているのか懸念が残る。
- 3) 教員の研究活動について客観的に評価する仕組みを導入する必要がある。評価の基盤となるデータベースの整備が今後行われる予定とのことであるが、あわせて学会発表や論文の生産等の評価基準についても明確化する必要がある。

8. 社会貢献・社会連携

(評定： A)

<概 評>

多摩地域、都心部、そして神奈川県も含めた地域社会とどのように連携するかについて模索が続けられている。社会連携・貢献は、いざ広げようとするとなかなかハードルがあるが、自己点検・評価報告書からは、ひとつひとつの課題を把握して検討し、乗り越えようとする意志が感じられる。中でも、クレセント・アカデミーが受講者数を増やしながらか、なお改革に取り組もうとしている姿勢も評価したい。

ただし、このような大学の取り組みや努力はもっと一般に発信されてよいだろう。Web サイト等を通じての積極的な情報発信をぜひ進めていただきたい。個別の取り組みとして、「人権問題に関する講演会」は学生だけでなく学外にも広く知らせたい内容である。また、「知の回廊」は質の高い番組であり、広域ネット配信がもっと注目されてよい。

生涯学習の機会の提供は様々な機関が取り組んでいるが、民間企業ではできない大学だからこそ提供できる内容は何か、絶えず吟味が必要である。例えば、クレセント・アカデミーの公開上級法務講座等は中央大学の強みを生かした講座である。中央大学ならではの強み・特色を活かした取り組みが今後も展開されていることを期待したい。

<長所として特筆すべき点>

- 1) クレセント・アカデミーでは、シニアだけでなく、子どもたちを対象にしたジュニアスポーツ教室等、幅広い年齢層を対象にした活動を展開している。オンラインによる受講者情報管理は、個人がどのような講座を受講しているかを把握し、その人に合った情報を提供することを可能にしており、ニーズの分析にも有用である。今後の事業内容等について2017年度内に検討・最終報告がなされるとのことであり、注目したい。
- 2) 東日本大震災の被災地ボランティアは息の長い活動であり、各所で評価が高い点は長所といえる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 地道な活動が続けられているものの、社会に対する訴求力ある情報発信、中央大学ならではの特色を活かした社会貢献のあり方について、さらに検討されたい。

9. 管理運営・財務

(評定 : C)

< 概 評 >

【管理運営】

○大学ガバナンスの円滑化

中央大学においては、学校教育法改正を踏まえたガバナンス強化を段階的に進めてきた。大規模な組織を円滑に運営して、多様な構成員を方向づけるための取組みを丁寧に実施しており、理事選考手続き等の改定も行われた。これらの努力は十分に評価できる。

しかし、大学ガバナンスのあり方について今なお検討が続いており、結論が翌年度まで持ち越されるものもある。いつまでに、どのような結論が出せるのか、適切なガバナンスが確立され、有効な大学改革の諸方策が早期に実行できるのかがまだ不明確である。

特に重大な問題として、昨年来、学長選考に関係して理事会等、大学の管理機関のあり方が問われている。学内の混迷が外部にまで部分的に報道され、大学のイメージが低下している。一刻も早く混乱を克服することが求められる。ただし、大学の管理運営制度がどれほど形式的に整備されたとしても、組織を構成するメンバーの相互の信頼感や協調意識が失われれば、組織は十全に機能しない。法人と教学の関係者が自らの役割と責務を認識し、大学が抱えている諸課題の速やかな解決に向けて、一体となって協力し合う姿勢が期待される。

○中長期事業計画の遂行

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の進捗状況を教職員に周知するために新たにシステムを導入するなどの取組みを行っていることは望ましいことであるが、自己点検・評価において昨年を引き続いて周知の必要性を強調することは、それが十分でないことの裏返しでもある。計画の共有が徹底しない理由や計画内容への賛同の程度を点検する必要がある。大学の10年後を構想する中長期事業計画の目標を達成するためには、年度ごとの進捗管理と環境変化への臨機な対応が不可欠である。2016年度及び2017年度の重点方策の遂行状況を検証して障害を克服しなければならない。計画が計画のまま終わり、大学執行部の交替によってリセットされることのないように、全学的かつ持続的に実行していくことが望まれる。

○事務組織のレベルアップ

事務組織のあり方やSDの方策については前年と同様の点検・評価がなされている。

事務組織の活性化・レベルアップに向けては、セクションごとの優れた取組みを普遍化するとともに、共通事務を可能な限り整理統合するなどにより、組織の機能を最大化させる必要がある。職員研修の成果を充実させるとともに、人事異動やOJT等の機会によって職員の専門力と総合力を向上させ、コンパクトで有効な事務組織とすることが必要となっている。

大学設置基準が2017年度から改正され、SDの義務化に引き続いて、職員及び事務組織の役割と教職協働の新規定が追加された。中央大学においても、事務組織の意義と職員の役割をレベルアップさせるために職員自身の意識変革を追求するとともに、教員の協働への理解を進め、大学の管理運営体制における教職協働の一層の推進を図ることが期待される。

【財務】

○設備投資と収支改善

将来の大規模な施設更新の資金留保として各年度 20 億円の目標額を設定して予算及び決算に優先的に計上する努力を継続していることは好ましい。ただし、会計的には、減価償却の実施等に伴って生み出される資金を現金預金のままで蓄積するか、特定資産化するかの相違である。財務上では、収支活動の改善によって収支差額のプラス幅が臨時的な要因を除いて継続的に増加していることが収支改善のメルクマールである。具体的には、事業活動収支計算書における教育活動収支差額又は事業活動収支差額（旧会計基準での帰属収支差額）の金額及び比率を増加させることが基本課題となる。中央大学の法人及び大学部門のこれらの収支差額は改善しているところはあるが、今後の面的な設備投資を進めるためにはまだ十分ではない。その主な要因は人件費比率が他の大規模校と比べて 2～3%程度高いことにある。収入が伸び悩む中で、人件費を中心とする支出を真剣に抑制しなければ、他の有力な学校法人との財政力の差が更に拡大し、教育環境の整備も遅れる結果となる。

2015 年度からの会計基準の改正に伴って、新たに活動区分資金収支計算書が追加された。この計算書を使うと、キャッシュフロー的な観点から学校法人の本業とも言える教育活動と施設活動及び財務活動の状況が把握できる。中央大学の場合には、2016 年度決算では、教育活動による資金収支差額は約 50 億円弱で、教育活動資金収入比は 13%程度である。これが現在及び将来の施設設備の更新充実の財源となるが、他の大規模な学校法人と比べると、原資の蓄積力が脆弱な状態となっている。

○予算編成と予算統制

財政状況の学内公開や説明会を継続的に実施し、教職員の理解とコスト意識の醸成に努力するとともに、教育力向上予算の見直しも行っていることは好ましい。ただし、本格的な財務改善の実現のためには、予算編成時の個別支出予算のスクラップ&ビルドと予算総額の縮減を行う必要がある。予算の削減目標を明確化し、予算統制機能の強化が望まれる。

<長所として特筆すべき点>

【管理運営】

- 1) 全学的な協力体制の形成に向け、学部教授会等の議論を尊重し、学内の合意形成を丁寧に進めていることは、大規模組織を円滑に運営するための取組みとして評価できる。

【財務】

- 1) 施設更新のための特定資産への 20 億円の繰入れを継続していることは、将来の大規模設備投資に備える取組みとして評価できる。
- 2) 教職員のコスト意識の向上を図るための財政説明会の実施と支出抑制への努力を継続しており、改善する姿勢が感じられる。

<改善課題として指摘すべき点>

【管理運営】

- 1) 学長選出における法人及び大学のガバナンス上の混乱については、早期に克服する必要がある。大学を取り巻く環境は悪化し、競争条件が激化している。時代変化に対処すべき有効な施策を推進するためには、ガバナンス面における混乱を早期に收拾し、大学執行部や経営体制への信頼を回復することが不可欠である。

【財務】

- 1) 財務改善に向けた目標値の達成可能性の検証と改善方策の段階的な実行が求められる。
- 2) 人件費抑制の重点方策の明確化、人件費枠の見直しと、学生生徒等納付金に過度に依存している体質から脱却する必要がある。中長期事業計画の実行のためには、収支改善と財政基盤の充実が不可欠である。中央大学が更なる魅力アップを図り、社会的プレゼンスを上昇させ、次の時代に大きく飛躍するためには、大学関係者の決意と前向きな取組みが期待される。

10. 内部質保証

(評定 : A)

<概 評>

内部質保証のあるべき姿を理解し、組織的に自己点検・評価活動を実施している。さらには外部評価委員会を通じて活動の客観性の担保に努めるなど、体系的に内部質保証システムの実質化を図っている。ただし、自己点検・評価報告書の記述は一部で精粗があり、改善が求められる。加えて、当該年度の長所や課題の記述に関し、過年度の報告書と比較して「特になし」とされている項目が多数見受けられた。内部質保証システムが軌道に乗った今こそ、点検・評価結果を恒常的かつ積極的に活用する方針を全学的に再確認し、実質的なものとして機能させていくことが望まれる。

学生からの声を大学運営に活かす「オピニオン・カード制度」は、学生支援担当部局や図書館等、個別の部局での工夫にとどまらず、全学的に実施されている点は適切であるが、そのフォローアップ（質問者への回答と意見を取り入れた様子）についての広報には工夫の余地があると考えられる。学生に対してだけでなく、社会に対しても、「問題の認識→改善」に関し、説明責任を果たすことが求められる。

なお、自己点検・評価活動においては各種指標の他大学比較が行われている。大学間競争が激化する中ではベンチマークをもとにした改善の重要性は否定できないが、一方で他大学とは異なる中央大学独自の強みを強調し、その部分を伸張する取組みが重要であるため、今後の自己点検・評価活動においては大学の独自性について重視されたい。

<長所として特筆すべき点>

- 1) 毎年の自己点検・評価プロセスと報告書作成が、トップ・ダウンではあるが、着実に実施されていることは評価できる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 自己点検・評価報告書の記述に精粗がみられるため、改善が求められる。例えば、大学院法学研究科の記述において「3つの改革基本指針に基づく2015年9月の検証の結果、取り組むべき課題が明らかになった」(p.1087)とあるが、課題が具体的に記述されていない。その後の取組みについての評価がしにくいため、より具体的な記述が求められる。
- 2) オピニオン・カードなどで学生から得られた意見・要望についての、フォローアップが十分でないと思われ、積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。

11. 国際センター

(評定 : B)

<概 評>

国際センターは中央大学における国際化推進を目的に設置されている。従来、国際交流を円滑かつ効果的に推進すべく「国際交流センター」が設置され、同センターの下に国際交流委員会と運営委員会を置いた。すなわち、教員組織として、国際交流に関する全学調整と制度上の認定作業、ならびにそれに伴う予算執行を担当してきたと推定される。国際連携推進機構の自己点検・評価報告書によれば、その後、「本学が社会の国際化に対応すべく同センターに戦略的企画・立案機能が求められるようになったが、規程上、国際交流委員会は学内各機関の固有の権限を侵してはならないことが定められていたため、大学の国際化について教学・法人の協働に基づく迅速な意思決定と具体的な施策の推進を担い、附属高校等を含めた全学的な国際化への対応を図るための体制を構築すべく、2012年7月に学長を機構長とする『国際連携推進機構』を新たに設置した。」とある。それは「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」事業(以下、GGJと表記)への応募時期に一致する。その後、GGJのプログラムで、中央大学は「全学推進型」に採択され、「国内大学のグローバル化を先導する大学として、他の大学のグローバル化推進に貢献する取組の実施」が求められるようになった。GGJは2016年度で終了したが、中間評価でS評価、最終評価でも良い評価を得ており、その意味で国際交流の成果を上げているといえる。

組織としての国際センターはGGJを中核とする中央大学の国際化の推進を担当することになっているが、その機能は従来の「国際交流センター」と同様であり、国際センター所長をはじめ、学長が委嘱した者で構成される国際委員会を置き、国際連携推進会議の策定した基本方針に基づく協定締結案の策定及びその実施に関する事、学生の外国への留学及び留学生の受け入れに関する事、教員、研究員、その他学識者の交流に関する事等の事項について審議決定している。一方、GGJでは、学長を代表者として、大学国際化の目標設定を行い、具体的な成果を上げるための行動を求めている。しかしながら、国際センターは具体的な行動を立案、実施するために必要な予算配布権限、あるいは制度提案権限を有してないため、さまざまな取組みの実施が遅くなることとなった。この点について、自己点検・評価報告書には、2012年以降、限定的な権限を付与された委員会等の組織が順次設置されるが、自ら機能の実施方法を検討する間に予定された活動期間が終了する歴史が描かれている。

したがって、国際センターはその設置目的に合わせて活動を行い、文部科学省のGGJ事業の推進において外部からの高い評価を得た点については高く評価できる。他方で、「国内大学のグローバル化を先導する」立場を中央大学が実現したとは評価できない。特に、大学全体のグローバル化推進に関し、国際センターに付与された機能・権限は先述の通り限定されている。このため、学内組織間の調整に時間を要したことから、限られた期間内で十分な成果をあげたとは言えない。

グローバル化は不可逆であり、それへの対応は日本全体として遅れていると言わざるを得ない。一方、一大学組織として考えるなら、すべての大学がグローバル化を目指す必要はないのであり、どのようにグローバル化に対応するかは大学経営の重要な戦略である。しかるに、国際センターの活動を見るに、学内の調整機関と制度執行機関になっており、このままでは大学全体を牽引することができないことが懸念されるため、この点については速やかな対応を求めたい。

<長所として特筆すべき点>

- 1) GGJに応募し、全学的取組みとして5か年実施したことと中間評価においてS評価を獲得したことは高く評価できる。また、その間において、学生の英語力に伸びがみられたこと、海外派遣者数、海外からの留学生受け入れ数が、同じランクにある他大学と同様のレベルになっていることについては一定の評価ができる。
- 2) 国際センターとして、これらの制度準備、予算執行に取り組み、文部科学省予算の終了後にも大学内予算として2億円を確保し、グローバル化事業を継続させるように準備したことは安定的な取組みの推進の基盤整備として評価できる。

<改善課題として指摘すべき点>

- 1) 大学全体の外国語力は他の大学と同様であり、中央大学としてどのレベルを追求すべきかの目標設定が不明確である。英語力強化のために、さまざまな取組みを行っていることは評価できるが、それぞれが学生間・教員間に浸透して定着したかの評価が不十分である。
- 2) 派遣留学生比率は3.14%と同じランクにある他大学と同様のレベルより少し上にある。受け入れ留学生比率(学部)は2.53%と同じランクにある他大学と同様のレベルにある。しかし、GGJに採択された大学として、どのレベルを目指しているのか目標設定が不明確である。
- 3) 過去5年間に国際化を担当する委員会、事務組織を組み替えている。しかも、短期間で再度改組しているように見える。それぞれの機能が限定的であるためか、委員会が実質的な機能発揮に至っていない。その結果として、グローバル化への取組みが極めて遅い。この点に関し、グローバル化の取組が遅いのか、大学全体のガバナンスが進まないのかは不明であるが、いずれにせよ、大学の周辺環境が大きく変化する時代に、このような状況は危惧される。
- 4) 協定校が35の国に180あり、欧米先進国のみならず発展途上国も含めて世界中に散在しているが、それらを効果的に利用しているようには見えない。

Ⅲ 大学評価委員会との意見交換に基づく評価結果

テーマ1「学生の受け入れ」

テーマ1においては、新たな魅力づくりのための学部新設、グローバル化への対応、新テストへの対応、定員管理の厳格化に向けての課題等の観点から意見交換を行った。

中央大学においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、現在、複数の学部の新設に向けた準備が進められている。計画されている学部が扱う領域は、グローバル化やAIの進展、少子高齢化等、現代社会の方向性を踏まえたものである。しかし、計画されている英語のみで修了できるコースの設置や日本人学生に対する在学中の留学義務化等については、既に複数の大学が先行して実施しており、中央大学ならではの特色づけ・他大学との差別化が極めて重要となる。「どこから、どのような学生を受け入れ・どのような人材に育てるか」という事項についての検討を十分に行い、これを明確化した上で、社会に対してわかりやすく示していく必要がある。また、国際経営学部（仮称）については全学生の3分の1程度を受け入れ留学生とすることを想定しているとのことであるが、学生募集を行う地域のターゲティング、奨学金の整備やキャリア支援まで含めたトータルな支援体制の構築も含めて入念な検討と体制整備が求められる。

大学が将来に向けて持続的な発展を続けていくためには、新たな学部の設置や教育プログラムの導入等、大学全体としての魅力向上が不可欠である。中央大学においては、1993年の総合政策学部設置以来、四半世紀を経ての学部新設の動きであり、改革に向けた動きを社会に対して印象づけるという点においてもその意欲は高く評価できる。学部新設に向けては様々な困難も予想されるが、学長を中心とするリーダーシップの下、着実に遂行されることを期待したい。

一方で、定員管理の厳格化を求める政策の下、学部新設にあたっては、過去4年間における入学定員に対する入学者数比率の平均が1.05以下であることが必要となっており、中央大学にとっては2つの観点から喫緊の課題といえる。1つは、学部新設を通じた将来の発展の可能性を確保するための定員管理の実施であり、従来から努力されている合否判定の精度向上のみならず、学生の入学後の各種データ・調査結果を活用した入試制度そのものの検証・改善も必要である。もう1つは、財政的な課題である。現在の状況で学部の設置認可に必要な水準を確保しようとする場合、2019年度を含め数年間は定員の1.0倍を下回る程度の学生数とする必要がある。財政的な影響が極めて大きい。単年度のみならず長期的な財務計画についても早急かつ大幅な修正が必要である。

中央大学を含め、大規模私立大学においては、これまで長きにわたって定員超過分で得られた増収分をもとに施設の充実や教職員の処遇改善等を進めてきた。しかし、今後それを続けていくことが困難であることは明らかである。厳しい対応が求められる事項ではあるが、大学の将来の発展に向けては不可避の事項であり、構成員に対して改善への共通認識を求めつつ、着実な取組みを進められたい。

<各委員からのコメント>

○ 学部新設について

- ・英語で学位が取得できるコースの設置に向けては、同コースが日本の高等教育において真に有益なのか、また、実施するにあたってはどのような教育目標が適切なのか、議論をさらに深めるべきである。

- ・新学部設置に関し、決断にいたった苦勞と積極的対応には深く敬意を表する。他方で、少子化が著しく学生数が減少する我が国の現状を考えると、新学部の設置にあたっては、そのための財源、将来計画等を厳しく検討する必要がある。また、グローバル化やAIの進展を見据えた学部については、方向性としては理解できるものの、既に他大学においても対応がなされている領域であるため、その必要性や教育内容等、他大学と差別化しうる充実した内容が求められる。健康スポーツ系の学部については大学の既存のイメージから離れるものであり、既に多くの大学が進出している中で十二分な検討が不可欠である。
- ・学部新設にあたっての定員のあり方について不明確なところが見受けられる。純増なのか再配分なのかについて、財政方針も含めた全体像を速やかに明確化する必要がある。

○ 入学者の質の担保に向けた取組みの強化

- ・学生の受け入れでは、定員管理の厳格化が注目されており、確かに定員充足が重要であることは理解できる。しかし、問題は入学する学生の資質や学力等の低下である。近年、大学教育の入口から出口までの学生のレベルアップが求められており、大学の教育力の向上と教育成果の検証が提起されている。教育成果の「見える化」は最近の教育政策や財政政策の重要テーマである。学生の授業評価の積極的な活用、評価結果に対する教員の取組みの点検と公表など、優れた教育充実の取組みが多くの私立大学で既に進められている。中央大学では、現状で満足するのではなく、積極的な取組みを促進させることが重要である。教育上の問題点や弱点を点検し、前向きに改善する風土を作り、教員の改善志向を継続させることは大学教育充実の基本的な命題である

○ 大学の魅力発信、広報活動について

- ・大学の魅力づくりにあたっては、各取組みについて、「誰に対して」「どのように良いのか」を伝えることが、全ての大学における課題となっている。広報の対象は受験生とその親に限らず、もっと幅広いはずである。その意味では、学生が卒業した後のフォローアップ調査や卒業生組織の有効な活用についてもさらなる検討が必要である。卒業生は、財政的には資金支援を求める重要な対象であり、広報的には大学の宣伝塔でもある。
- ・社会の変化に対して新学部の設置のみが大学のとるべき唯一の道ではないといえる。新学部設置に頼らずに、既存学部等で変化に対応する取組みを行っていることを社会に理解してもらうためには、研究業績や教育内容が変化していることを示す必要がある。通常の広報活動は展開されているようであるが、例えば、一定の期間、実際に行っている授業を開放し、社会や卒業生に聴講してもらい、大学の変化を実感してもらうことなども考えられる。授業科目も多様化し、学生の将来に向けた選択肢も変化しており、それが何十年前と同じではないことを積極的に伝える努力が不可欠である。18才人口の減少を見据え、社会に対して広く門戸を開放する契機ともなるのではないか。
- ・中央大学ほどの大学であれば、大学の取組みや活動状況について社会への発信がもっとなされてしかるべきである。私立大同士と比較ばかりでなく、いかに学生、保護者の視点に立てるかが今後の発展に向けたカギとなる。そのためにも、先頭に立って発信する大学の「顔」を、一刻も早く決定していただきたい。

○ 大学院の改革について

- ・研究科の学生の受け入れを学部依存することは私立文系大学の現状ではある。しかし、国

際的にみると、大学における教育年数が4年間というのは極めて短い。将来的には我が国の高等教育も大学院修士課程を中心とするものに急速にシフトしていく可能性があり、中央大学においても長期的なビジョンに基づいた対応を検討していく必要がある。学生の受け入れも含め、大学院改革は特に喫緊の課題である。

テーマ2「大学の運営」

テーマ2においては、大学の運営として、法人事項も含めた幅広い分野に係る意見交換を行った。その内容を受け、外部評価委員会として大きく3点、①各種取組みに係るPDCAの強化・実質化、②将来に向けての財政基盤の強化、③ガバナンスのあり方について提言したい。

第1は、各種取組みに係るPDCAの強化・実質化である。いわゆる「自己点検・評価」に関しては、中央大学は2008年度の制度構築に始まり、毎年度の自己点検・評価活動や外部評価等を通じた恒常的な取組みとして定着している。他方で、各種の取組み・アクションに係るPDCA、とりわけ現在推進がなされている中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の進捗に係るPDCAについては必ずしも実質的なものとして定着していないように見受けられる。目標に基づく進捗管理の徹底はもとより、大学や各組織が掲げるVisionについて教職員が自らのこととして自覚し、主体的に取り組んでいくための制度的な仕掛けについても考える必要がある。

第2は、将来の改革に向けての財源確保、財政基盤の確立である。現在進めている中長期事業計画に基づく各種施策の実現には多額の費用を要する。テーマ1でも取り扱ったように、定員管理の厳格化が強く求められているのみならず、18才人口が今後減少の一途をたどることを踏まえれば、学費収入のみではない多様な収入を得る方法を模索することはもちろん、継続的な課題となっている人件費の抑制について、教職員との信頼感をベースにしつつも強い決意をもって実現することが求められる。また、各種施策の推進にあたっては、思い切った投資が必要なタイミングも存在する。財源が限られているからといって中途半端に事業規模を縮小するのではなく、たとえ一時的な借入金が発生したとしても将来にわたって学生を集め続けられるだけの魅力を備えたものを作るかどうか重要であり、その判断を誤ってはならない。今後、中央大学が有力な都市型の大規模大学としてのプレゼンスを高め、次の時代に飛躍するためには、大学の魅力をアップする大規模な設備投資と教育投資が必要である。投資を可能とする収支構造に転換しなければならず、大学構成員には今こそ身を切る覚悟が求められている。

第3はガバナンスの問題である。まず、昨年来続いている学長選任をめぐる問題については、大学と法人及び大学自体のガバナンスのあり方に係わる大きな問題であると憂慮の念を表明せざるをえない。大学自身のイメージ低下のみならず、他の私立大学への影響も小さくないため、対立と不信を残さないような早期の解決が望まれる。全ての構成員の意思をまとめることは容易ではないが、このような時期であるからこそ、教職員に問題点を説明して理解を求め、その意識を変革するチャンスでもある。他方、意思決定については、重層的な意思決定プロセスのもとで民主的かつ丁寧な議論に基づいて行っているものの、大学自身も認識しているように、決定までのスピードが遅く、決定に係る責任主体が不明確である等の重大な問題点を有している。学内の意見を丁寧に聴取し、相互の信頼に基づく決定・判断を行うことは大前提ではあるが、それが過度に過ぎるようであれば、適切なタイミングを失するだけでなく、中途半端かつ迎合的な施策しか生み出せない。大学の今後を左右するような重要事項について最終的な判断を行うのは理事会であり、法人及び大学の責任者はその使命を明確に自覚し、「Chuo Vision 2025」の先を見据えた大学づくりを着実に進めていくことを強く期待する。

<各委員からのコメント>

○ 中長期事業計画の推進について

- ・全般的に計画の遂行にあたっての時間軸の概念が弱と見受けられた。誰がいつまでに何をやるかを明確にしたロードマップを策定して進捗管理を行わなければ、PDCAサイクルも回せな

い。ロードマップについては、全学をひとつのユニットとした際のロードマップのみならず、その下のユニット単位の個々の課題についてロードマップがあるべきである。あわせて、ある課題解決について適切なロードマップを作成するためにはどの程度の大きさのユニットについて作成すればよいかという視点も重要である。

- ・昨年来のガバナンスの混乱により、「Chuo Vision 2025」がどこまで実現できるかが揺らいでいる。計画の内容よりまず、それを実行するための体制が安定していない状況がある。現時点では「中央大学」といっても、誰が中央大学を代表しているかがはっきりしない状態である。これから改革に取り組もうというときに大変深刻な事態であり、体制が早期に固まることを期待している。

○ 計画推進と教員活動に係る評価

- ・大学全体として、あるいは各部局が掲げるミッションの実現に向け、各構成員のレベルにアクションを落とし込んでいく仕組みが必要であろう。そのためには、各教員がミッションに基づいてどのような目標を立て、どのような実績を残したのかについて評価する仕組みが必要である。教員の活動状況の評価については、大学や部局の組織的な達成目標を自分自身の課題として取り組んでもらうための仕掛けの1つとして検討するべきである。たとえば、努力している教員を積極的に支援することで組織全体の活性化に資する取組みなどが考えられる。現状では、評価のベースとなるデータ収集も不十分であるとのことであるが、構成員の活動状況の客観的な把握と評価は組織活動のベースであり、早期に実現されたい。
- ・組織の目標と計画の点検・評価は、必然的に組織を構成するメンバーの目標設定と評価に結び付かざるを得ない。学生のニーズに応じて大学の成長を最大化するためには、大学教員の教育指導力を向上させることが不可欠である。職員の貢献度も問われる。中央大学においては、学部ごとの縦割りの風土が大学全体の改革を阻むだけでなく、学部組織内の個々人の自立性に対する過度な尊重が、この自己評価と相互評価への展開を難しくしている。そもそも大学の人事考課は教員の差別化や給与削減を目的とするものではなく、教員の教授力の向上による大学教育全体のレベルアップを図るものであり、このことが十分に理解されるに至っていない。教員の人事評価の面では、国立大学と比較すると明らかに私立大学は遅れており、その中でも特に中央大学の動きは鈍い。現状維持は後退を意味することを認識し、危機意識を持って構成員の資質向上を図ってほしい。

○ 財務上の課題について

- ・学生からの納付金に過度に依存しない形で収入を増加させる方策について、具体的な方策を検討し、実行することが必要である。
- ・人件費削減は中長期事業計画の遂行にあたり不可欠かつ喫緊の課題である。人件費削減を提案・実施する責任は最終的には理事会にあることを確認し、理事長以下の経営者が強い決意のもとで実行することを期待する。
- ・意見交換において、個々の学部・研究科単位のセグメント情報が「見える化」されていないとの言及があったが、この点について学内構成員への情報開示を進めていただきたい。組織の成長や発展において、情報共有はその第一歩である。組織の求心力を強めて、危機意識の共有を図るべきである。
- ・財政規律の明確化がガバナンスの中核となる。そのためには、各部局への予算配分についての見直しが重要である。

- ・新学部設立や国際化推進のための財政基盤については極めて脆弱である。各部局レベルの改革のみでは不十分であり、法人との連携が必要となる。
- ・数十年にわたり他大学が積極的に拡大する中、中央大学では新規投資が行われず、諸活動に係る多くの指標が横ばい・または下降となっている。給与水準が他大学に比して極めて高く、人件費比率の高止まりが財政を窮乏化させ、新規投資の足を引っ張っているのが原因である。適正な水準に給与水準を下げ、人件費比率を下げることは、大学の将来にとって必須である。
- ・財務面の改善課題の達成は容易ではないが、将来的な充実と飛躍を図るためには、中長期計画の進捗状況をチェックして実行していかなければならない。そのためには、収入の増加と支出の削減が避けられず、人件費とりわけ給与の抑制に踏み込むことが不可避である。中央大学の財務状態は、平均的水準を下回って、長期的な悪化傾向が見られる。大手大学間の競争が激化しており、特権的とも言える優遇措置を続けなければ続けるほど、教育研究を充実させる財源が枯渇し、大学の未来は萎んでいく。若手の教職員にとっては厳しい時代を迎えることになる。将来の発展を可能にするのは財政基盤であるが、財政基盤を充実させるのは毎年の収支改善である。今後、中央大学が有力な都市型の大規模大学としてのプレゼンスを高め、次に時代に飛躍するためには、大学の魅力をアップする大規模な設備投資と教育投資が必要である。それを可能にする収支構造に転換しなければならず、大学構成員に今こそ身を切る覚悟が求められている。

○ ガバナンスについて

- ・2014年の学校教育法改正による学長のリーダーシップの確立と教授会の役割の明確化等の大学のガバナンス改革の推進が不徹底のままである様子が議論の中で見受けられた。法律改正や文科省通知に従って、教授会の審議事項は当該学部等の教学問題に限定されると説明されていたが、実態的にはその他の事項についても教授会の承認を得なければならない状況が続いており、学長及び大学執行部の指導力が制限され、大きな制度改正や大学改革の速やかな実行が困難となっている。意見交換では、このような状態を「中央大学の『文化』」と表現されていた。しかし、環境が激変している今日、変化に適切に対応することができなければ、次の時代をリードできないだけでなく、益々後退する結果とならざるを得ない。
- ・意思決定に関し、各教授会から意見を徴することも重要ではあるが、学長のリーダーシップの下で迅速に決定・実行可能な方途も構築する必要がある。例えば、今年度検討が進められている授業時間・学年暦の変更については、グローバル化への対応の観点からも急務であり、各方面からの意見を聞きつつも、早期に決定し、実行に移されるべき事項と考える。
- ・長年にわたり、大学が一丸となって、意思統一をして、積極的な大学経営をしてきたとは言い難い。組織の末端に至るまで、明確かつ迅速な意思決定活動が行われていない点は重大な問題であり、大学と理事会の関係等も含め、組織的な弱点になっている。組織全体について、どこが問題なのか、組織の外部専門家による検討も行い、真摯に検討する必要がある。
- ・中央大学の場合、理事会メンバーに学部長理事が含まれている。大学全体を俯瞰した運営と学部運営の双方が求められる点で利益相反が生じないかという懸念がある。学部を代表する立場で理事会に参画することで、大学運営が難しくなるのではないだろうか。
- ・大学運営にあたり、各種施策の推進に責任を取るべきコア（核）の部分が弱い印象を感じた。学長、理事長だけでなく、理事や学部長も含め、責任を受け止めて前に進む経営陣の構築が必要である。その上で、学長、理事長のガバナンス強化に向けた組織改革も求められる。
- ・学長選任を巡る混乱は、学長選考制度自体の問題でなく、大学と法人及び大学自体のガバナ

ンスのあり方に係わる大問題である。大学と法人組織の方向を集約し、構成員の連携を確保することは最大の課題である。対立と不信を残さないような早期の解決が望まれる。確かに、中央大学においては全ての構成員の意思をまとめることが容易ではないが、このような時期であるからこそ、教職員に問題点を説明して理解を求め、その意識を変革するチャンスでもある。様々なツールと機会を活用して、大学経営者としての説明責任を果たし、指導力を発揮することを期待する。

○ SD 義務化への対応、教職協働の強化について

- SD に関しては、職員に対する研修の実施に留まっている。学校教育法や大学設置基準の改正に伴い、職員が事務を遂行することの意義を認識し、専門性を高めつつ、教員と連携して教職協働を遂行することが期待されている。現時点において SD 義務化への対応は遅れていると指摘せざるを得ず、法令改正の趣旨を十分理解された上で、事務職員と事務組織の地位と役割を強化する課題に速やかに取り組んでいただきたい。
- 大学の命運は教員だけでなく職員も担っている。個々の職員は真面目かつ懸命に努力している。しかし、職員が変わらなければ、大学は変わらない。職員に対する留学等外部研修の充実、事務組織の再検討、外国人や他の職種の経験を有する人材等、多種多様な人材の登用等により、事務組織に対する考えを根本から変え、飛躍的な充実・強化を図る必要がある。

Ⅲ 2017年度の外部評価に寄せて

山本 眞一（外部評価委員会 顧問）

2017年度外部評価が滞りなく終了した。前年度まで委員長を務めた小職として、委員及び関係者の熱心かつ真摯なご努力に対し、心より敬意を表したい。中央大学を含めわが国の大学界を取り巻く環境は、年毎に厳しさを増し、その中での大学運営には、新たな困難が生じてきている。これまで良しとされていたこと、あるいは何事もなく見過ごされてきたことも、社会・経済的要因の変化や国の政策変更によって、これからは深刻な障害になる可能性がある。18歳人口の更なる減少、知識経済社会やグローバル化の進展はもとより、国による定員管理の厳格化や東京都区内における新たな規制、教育無償化を巡る論議等は、個別の大学運営に大きな影響を与えつつある。それらは学生の受け入れに始まり、教育課程、学位授与さらには教員組織や財務・ガバナンスに至るまで、細部を入れればそれこそ枚挙にいとまがない。

大学の自己点検・評価と外部評価は、それらの障害が顕在化する前に、自ら問題を発見・自覚しこれに客観的な評価を与えるという大きな役割がある。昨年度までの外部評価においても、このことを念頭に自己点検・評価書を始め関係資料を読み、また中央大学関係者への聴き取り等を進めてきたつもりである。今回の外部評価では、その前に比べて厳しい評定が下された事項もあるようであるが、これには上述のような環境変化の中で、異なる委員の新たな目線が働いたためであると理解している。関係者におかれては、ここに記載されている様々な意見を受け止め、今後の改善・改革に積極的に生かしていただきたいと考えている。

過日行われた理事長、学長、理事、部局長の方々と外部評価委員との意見交換会には、小職も出席の機会を得たが、率直な意見交換の中に、現状打開のために打つべき方策がいくつか浮上したことも印象的である。直近は、本報告書にも取り上げられている学長選任を巡る混乱であろう。しかしこれは本報告書でも述べられているように、単なる選考制度の問題ではなく、大学と法人及び大学自体のガバナンスのあり方にまでさかのぼる重大問題である。多数の組織に分権化し、一体としての大学運営が困難であるのは、中央大学をはじめとして伝統ある大規模大学に見られがちな事象であるが、同時にこれらの大学では多数の学生の教育需要を満たし、社会に必要な人材を多数輩出し、さらにまた学問研究の進展に大きな役割を果たしてきたことも見過ごすことはできない。中央大学に対する社会の期待には、まことに大きなものがあると言わざるを得ない。これらの期待に応えるためにも、中央大学の伝統を守りつつ、教育研究体制の新たな構築を含め、時代の変化に対応しうる効率的なガバナンス体制をいかにして実現するか、という困難な課題に、前向きにかつ力強く立ち向かってもらいたい。今後の自己点検・評価及び外部評価の更なる発展を期待している。

V おわりに

西井 泰彦（外部評価委員会 副委員長）

外部評価委員会（第三期）の本年度の評価活動では、中央大学が毎年度継続的に実施している組織別及び分野別の自己点検・評価結果の客観性と妥当性を検証するとともに、特に、評価項目の中の「学生の受け入れ」と「大学の運営」のテーマを取り上げて大学評価委員会のメンバーと意見交換を実施し、改善すべき課題を提起した。評価活動に際して、資料作成、質疑応答、調査対応など多大なご協力をいただいた関係者の方々に心からお礼を申し上げる。

外部評価活動に際して気がついた全般的な課題を以下に述べる。

第一に、大規模な組織と多様な領域を有している中央大学では、多くの分野で優れた取組みが少なくない。これらの長所や特色を更に充実させて、大学の魅力と強みとして積極的に社会に発信して欲しい。

第二に、評価項目ごとの評定のレベルは概ね達成度が高い水準にあるが、不十分な部分も少なくない。制度改善や大学改革はこれらの問題点や弱点を克服する取組みから始めなければならない。中央大学は私立大学の平均的な水準には達しているが、他の先進的な大学と比較すると明らかに劣っているところも認められる。日本の大規模な都市型大学として先導的な立場を確保するためには、弱点を克服するための早期の思い切った取組みが必要である。現状で満足するのではなく、積極的な対応が期待される。

第三に、自己点検・評価報告書には、「課題への取組みを行っている」と記載されているものの、具体的な取組みが明確でないもの、同じような取組みが毎年繰り返されているもの、理念やポリシーがないもの、長期的な方向性が曖昧であるもの、数値的な達成目標が設定されていないものなどが見受けられる。課題の範囲や目標を整理し、明確化する必要がある。

第四に、学部学科の縦割りの組織的な制約によって、優れた取組みも組織の一部にとどまり全学的な取組みには至っていない。学部学科間の相互乗入れや横断的な取組みを進めることによって、大学内外の組織を越えた連携と教員相互の協力体制が求められる。

日本の高等教育をめぐる情勢は極めて流動的であり、少子化と競争的環境の激化に伴って私立大学では特に厳しい時代を迎えている。中央大学においても定員超過による財政余裕のあった時代は過去のものとなっている。環境変化に迅速かつ適切に対応できなければ中央大学のプレゼンスは確実に後退する。今後十年間のグランドデザインを示す中長期事業計画「Chuo Vision 2025」は、次の半世紀の中央大学の発展可能性を規定するスタートゾーンでもある。変化する情勢に対応するためには、この中長期計画も常に見直していかなければならない。計画遂行のかじ取りをするためには、大学と法人の経営責任者の責任は重大である。大学内の混乱を早期に克服し、大学を構成するメンバーからの信頼と支持が得られるような再生へのリーダーシップとガバナンスの確立が今こそ求められている。